長崎県市長会負担金等適正化委員会幹事会

次　第

１　開　　会

２　調査事項について

⑴【見直し】（一社）長崎県保育協会負担金

⑵【見直し】ながさき移住サポートセンター負担金

⑶【新　規】長崎県内市町土木設計積算業務協議会
　　負担金

３　そ　の　他

４　閉　　会

開催日時：令和６年９月２６日（木）
　　10:00～12:00（予定）
開催方法：ＷＥＢ会議にて開催

２　調査事項について

⑴ 【見直し】（一社）長崎県保育協会負担金

市長会作成資料

(一社)長崎県保育協会の負担金について（概要）

1　負担金名等

(一社)長崎県保育協会の負担金

2　目的及び事業（定款　第３条及び第４条）

長崎県における子育てに関する事業の振興を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的として、次の事業を行う。

(1) 子育てに関する調査研究及び研修
(2) 子育てに関する施設の運営管理に関する調査研究及び研修
(3) 子育てに係る関係機関等との連絡提携
(4) 機関紙、研究誌等の発行並びに広報活動
(5) 印刷物頒布事業
(6) 会員の福利厚生
(7) 会員の労働保険事務の取り扱い
(8) その他目的を達成するために必要な事業

3　趣旨

同協会は長崎県内の公立、私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業施設から構成されており、加入する公立の施設は９市 33 施設となっている。

会費は【資料 1-4】の規程第４条別表第２により定められており、施設会費と利用定員割会費から構成される。「施設会費」には、日本保育協会、全国保育協議会、全国私立保育連盟、長崎県保育協会の会費が含まれるが、このうち、全国保育協議会の会費について、令和７年度以降、１施設あたり 2,000 円を増額する会費の見直しの通知があっており、同額の見直しを行うもの。

（一社）長崎県保育協会会費

会費区分		公立		私立		へき地
		一般	小規模	一般	小規模	
１　施設会費						
日本保育協会	15,000 円 （小規模）7,500 円			○	○	
全国保育協議会	5,000 円⇒**7,000 円**	○	○	○	○	
全国私立保育園連盟	10,000 円			○	○	
長崎県保育協会	25,000 円 （小規模）12,500 円 （へき地）6,000 円	○	○	○	○	○
施設会費年会費計	現行 令和 7 年度以降	30,000 **32,000**	17,500 **19,500**	55,000 57,000	35,000 37,000	6,000
２　利用定員割会費		施設規模（利用定員 10 人ごと）またはへき地、小規模による負担				

４　令和６年度と令和７年度の負担金の比較　（単位：円）

市	施設数※	令和6年度			令和7年度			増減額②－①
		施設会費	利用定員割会費	計①	施設会費	利用定員割会費	計②	
長崎市	公6	180,000	255,000	435,000	192,000	255,000	447,000	12,000
佐世保市	公2	60,000	54,000	114,000	64,000	54,000	118,000	8,000
	小2	35,000	8,000	43,000	39,000	8,000	47,000	
諫早市	公2	60,000	90,000	150,000	64,000	90,000	154,000	4,000
大村市	公2	60,000	83,000	143,000	64,000	83,000	147,000	4,000
平戸市	公2	60,000	38,000	98,000	64,000	38,000	102,000	4,000
壱岐市	公5	150,000	207,000	357,000	160,000	207,000	367,000	10,000
	へき1	6,000	4,000	10,000	6,000	4,000	10,000	
対馬市	公6	180,000	149,000	329,000	192,000	149,000	341,000	12,000
	へき3	18,000	12,000	30,000	18,000	12,000	30,000	
西海市	公1	30,000	36,000	66,000	32,000	36,000	68,000	2,000
南島原市	公1	30,000	27,000	57,000	32,000	27,000	59,000	2,000
			R6合計	1,832,000		R7合計	1,890,000	58,000

※ 公…公立、小…小規模、へき…へき地

【参考資料】

⑴ （一社）長崎県保育協会からの依頼文【資料1-1】
⑵ 令和7年度以降の負担金変更の理由【資料1-2】
⑶ （一社）長崎県保育協会定款【資料1-3】
⑷ （一社）長崎県保育協会　入会及び会費に関する規程【資料1-4】
⑸ 全国保育協議会　令和7年度以降の会費の見直しについて【資料1-5】
⑹ 令和6年度　施設会費・利用定員割会費一覧（現行）【資料1-6】
⑺ 令和7年度以降　施設会費・利用定員割会費一覧（シュミレーション）【資料1-7】
⑻ 令和5年度　会計決算書【資料1-8】
⑼ 令和6年度　収支予算書【資料1-9】

資料1-1

6県保育協第144号
令和6年7月29日

長崎県市長会
会 長　古川　隆三郎　様

一般社団法人長崎県保育協会
会　長　水田　明光

一般社団法人長崎県保育協会における負担金について(依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の運営につきましては各段のご支援とご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり関係書類を提出いたしますので、厳しい財政状況の中とは存じますが、一般社団法人長崎県保育協会における負担金についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

資料1-2

令和７年度以降の負担金変更の理由

一般社団法人長崎県保育協会

今般、社会福祉法人全国社会福祉協議会　全国保育協議会より下記のとおり会費の見直しについて要請文が発布されました。

これは、会費の見直しについてのこの間の経緯や、情勢認識と全国保育協議会の使命、これからの取り組みを踏まえ、本会会費区分全国保育協議会分を5,000円から7,000円に変更しようとするものです。本会といたしまして、昨今の物価高騰等の社会情勢も勘案し、当協議会のこの取り組みを是とし、本会会員各位にこの 2,000 円増の負担金変更をお願いするものです。

保育業界の組織強化、活性化には全国組織、地方組織が一体となって推進することが肝要との観点から、当該見直しにつき長崎県市長会負担金等適正委員会（以下「適正委員会」）におかれましてもご理解、ご協力を賜りますよう重ねてお願いするものです。

なお当施行につきましては当会総会案件につき、令和７年５月下旬の総会議決後の施行となることを申し添えます。

記

1. 令和６年度６月20日全社児福発第135号「全国保育協議会　令和７年度以降の会費の見直しについて」
2. 第１回協議員会資料一部抜粋「組織強化・財務状況健全化～会費の値上げについて～」
3. 令和６年度７月９日全社児福発第172号「全国保育協議会　令和７年度以降の会費の見直しについて」

以上

資料1-3

一般社団法人 長崎県保育協会 定款

平成24年5月27日 定款第1号
改正 平成26年8月27日 定款第1号
改正 平成29年5月30日 定款第1号
改正 令和元年5月29日 定款第1号
改正 令和5年5月30日 定款第1号

第1章 総則

（名称）
第1条 この法人は、一般社団法人長崎県保育協会と称する。

（事務所）
第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）
第3条 この法人は、長崎県における子育てに関する事業の振興を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1） 子育てに関する調査研究及び研修
（2） 子育てに関する施設の運営管理に関する調査研究及び研修
（3） 子育てに係る関係機関等との連絡提携
（4） 機関紙、研究誌等の発行並びに広報活動
（5） 印刷物頒布事業
（6） 会員の福利厚生
（7） 会員の労働保険事務の取り扱い
（8） その他目的を達成するために必要な事業
2 前項の事業は、長崎県において行うものとする。

第3章 会員

（法人の構成員）
第5条 この法人の会員は次のとおりとする。
（1） 正会員 この法人の目的に賛同した長崎県内の次の施設の設置者もしくは設置者の委任を受けた法人役員・施設長等
ア 児童福祉法に定める児童福祉施設保育所(園)
イ へき地保育所
ウ 認定こども園(幼保連携型、保育所型に限る。)
エ 小規模保育事業施設
(ア) 正会員施設が児童福祉法第6条の3第10項の規定に基づく小規模保育事業(「A型」及び「B型」に限る。)に移行した場合又は新たに小規模保育事業を実施した場合
(イ) 正会員である保育所(園)又は認定こども園の連携施設である小規模保育事業
（2） 特別会員 この法人に功績のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
（3） 名誉会員 この法人に特別な功績のあった者で総会において推薦された者
2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）
第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申し込みを行うものとする。
2 正会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人へ通知する。
3 前項の規定により、理事会が入会を承認したときは、会員名簿に所定の事項を記載する。

（経費の負担）
第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、会員になった時及び毎年度、総会において別に定める額を支払う義務を負う。
2 前項の規定にかかわらず、会費の一部又は全部を減免することができる。
3 第1項及び第2項の規定により支払われた額はこれを返還しない。

（退会）
第8条　会員は、退会届を会長へ提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第9条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
（1 ）この定款その他の規則に違反したとき
（2 ）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
（3 ）その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）
第10条　前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1 ）第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
（2 ）総正会員が同意したとき
（3 ）会員が死亡し、または入会時の保育所（園）と関係を有しなくなったとき

第4章　総会

（構成）
第11条　総会はすべての正会員をもって構成する。
2　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）
第12条　総会は、次の事項について決議する。
（1 ）入会基準及び会費の額
（2 ）会員の除名
（3 ）理事及び監事の選任及び解任
（4 ）理事及び監事の報酬等の額
（5 ）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（6 ）定款の変更
（7 ）事業の全部または一部の譲渡
（8 ）解散及び残余財産の処分
（9 ）理事会において総会に付議した事項
（10）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第13条　総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に、臨時に総会を開催することができる。

（招集）
第14条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2　総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求できる。

（議長）
第15条　総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

（議決権）
第16条　総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）
第17条　総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
（1 ）会員の除名
（2 ）監事の解任
（3 ）役員等の責任の一部免除
（4 ）定款の変更
（5 ）事業の全部の譲渡
（6 ）解散及び解散後の継続
（7 ）合併契約の承認
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなけれ

ばならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議決権の書面表決等代理行使）
第18条　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決し、又は、委任状を会長に提出して、代理人にその議決権を行使させることができる。この場合、前条の規定について総会に出席したものとみなす。

（議事録）
第19条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から選出された議事録署名人が記名押印する。

第5章　役員

（役員の設置）
第20条　この法人に、次の役員を置く。
（1）理事　8名以上12名以内
（2）監事　1名以上3名以内
2　理事のうち1名を会長とする。
3　会長以外の理事のうち4名以内を副会長、1名を常務理事とする。
4　第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第21条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2　会長及び副会長・常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3　監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）
第22条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　副会長は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき、その業務を分担執行する。
4　常務理事は、理事会の決議に基づき常務を処理する。
5　会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第23条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第24条　理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
2　前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
3　理事又は監事については、再任を妨げない。但し、会長については3期までとする。
4　理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第25条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）
第26条　役員の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2　前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

（損害賠償責任の免除）
第27条　この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章　顧問

（顧問）
第28条　この法人に任意の機関として、顧問を置くことができる。
2　顧問は次の職務を行う。
（1）会長の相談に応じること
（2）理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3　顧問の選任及び解任は理事会において決議する。
4　顧問は無報酬とする。

第7章　理事会

（構成）
第29条　この法人に理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第30条　理事会は、次の職務を行う。
（1）総会の招集に関する事項
（2）会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職
（3）理事の職務の執行の監督
（4）地区代表者会、委員会及び部会の設置及びその運営に関する基準の決定
（5）その他この法人の業務執行に関する事項（総会の決議を要する事項を除く）

（招集）
第31条　理事会は、会長が招集する。
2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第32条　理事会の議長は、出席理事の中から選出する。

（決議）
第33条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第34条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
3　前項の規定にかかわらず、会長の選定を行う理事会については、出席した理事全員も記名押印する。

第8章　地区代表者会、委員会及び部会

（地区代表者会、委員会及び部会）
第35条　この法人に地区代表者会、委員会及び部会を置くことができる。
2　地区代表者会、委員会及び部会に関する規定は、理事会において別に定める。

第9章　事務局

（事務局）
第36条　この法人に事務局を置く。
2　前項の事務局は、事務局長及び所要の職員で構成し、この法人の事務を処理する。
3　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において定める。
4　事務局長は理事会の承認を経て会長が任免する。
5　事務局職員は会長が任免する。

第10章　財産及び会計

（事業年度）

第37条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第38条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第39条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時総会へ提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。
3　第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。
4　定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第40条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第41条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）
第42条　この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

（残余財産の帰属）
第43条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章　公告の方法

（公告）
第44条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3　第21条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は、谷川和啓、副会長は西川義文、松尾正一郎、迎絹代、常務理事は斉藤誠とする。

附則　（平成26年定款第1号）

1　この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附則　（平成29年定款第1号）

1　この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附則　（令和元年定款第1号）

1　この定款は、令和元年5月29日から施行する。

附則　（令和5年定款第1号）

1　この定款は、令和5年5月30日から施行する。

資料1-4

一般社団法人　長崎県保育協会　入会及び会費に関する規程

平成24年5月27日　規程第1号
改正 平成26年8月27日　規程第1号
改正 平成29年5月30日　規程第1号
改正 平成30年5月31日　規程第1号

（目的）
第1条　この規程は、一般社団法人長崎県保育協会の定款第6条及び第7条に基づき、この法人への入会及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（入会基準）
第2条　この法人の会員は次の各号に定める基準によるものとする。
（1）　正会員　長崎県内の次の施設の設置者もしくは設置者の委任を受けた法人役員・施設長で理事会の承認を得たもの
ア　児童福祉法に定める児童福祉施設保育所(園)
イ　へき地保育所
ウ　認定こども園(幼保連携型、保育所型に限る。)
エ　小規模保育事業施設
（ア）　正会員施設が児童福祉法第6条の3第10項の規定に基づく小規模保育事業(「A型」及び「B型」に限る。)に移行した場合又は新たに小規模保育事業を実施した場合
（イ）　正会員である保育所(園)又は認定こども園の連携施設である小規模保育事業
（2）　特別会員　この法人に功績のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者で、承諾があったもの
（3）　名誉会員　この法人に特別な功績のあった者で総会において推薦された者で、承諾があったもの

（入会手続き）
第3条　この法人の正会員になろうとするものは、施設所在地の地区保育会長の推薦を経て別表第1に定める入会申込書を本協会会長に提出するものとする。

（会費）
第4条　この法人の正会員は別表第2に掲げる会費を納入しなければならない。
2　前項の会費は、毎年6月末日までに納入しなければならない。
3　年度途中で正会員になったものは正会員となった月から年度末までの月割りの額を納入しなければならない。
4　会費の減免に関する規程に該当し、正会員より減免の申請があった場合は、理事会の承認を得て会費を減免することができる。

（規程の変更）
第5条　この規程の変更は、総会の決議による。

附則
1、この規程は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。

附則（平成26年規程第1号）
1、この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年規程第1号）
1、この規程は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、別表第3に定める利用定員割会費額のうち市町が運営する施設に係る額については、長崎県町村会及び長崎県市長会と所定の協議を行った後に施行するものとする。

附則（平成30年規程第1号）
1、この規程は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、別表第3に定める利用定員割会費額のうち市町が運営する施設に係る額については、長崎県町村会及び長崎県市長会と所定の協議を行った後に施行するものとする。

別表第1（様式－1）

入 会 申 込 書

平成　　年　　月　　日

一般社団法人長崎県保育協会
会 長　　様

住 所
施設名
代表者　　印

一般社団法人長崎県保育協会の会員として入会を申し込みます。

上記施設の入会について同意します。

地区保育会名
会 長　　印

別表第2

会費区分			公立		私立		へき地
1. 施設会費(基準日は4月1日)			施設	小規模	施設	小規模	
日本保育協会		15,000円			○		
	(小規模)	7,500円				○	
全国保育協議会		5,000円	○	○	○	○.	
全国私立保育園連盟		10,000円			○	○	
長崎県保育協会		25,000円	○		○		
	(小規模)	12,500円		○		○	
	へき地	6,000円					○
1施設の年会費 (単位;円)			30,000	17,500	55,000	35,000	6,000
2. 利用定員割会費 (利用定員10人ごとに会費額を設定)			別表第3				

別表第3　　単位(円)

利用定員 (1～3号)	公立施設 私立施設	へき地保育所 小規模保育所
20人以下	11000	4,000
21～30人	15,000	
31～40人	19,000	
41～50人	23,000	
51～60人	27,000	
61～70人	30,000	
71～80人	33,000	
81～90人	36,000	
91～100人	39,000	
101～110人	42,000	
111～120人	45,000	
121～130人	48,000	
131～140人	51,000	
141～150人	54,000	
151～160人	57,000	
161～170人	60,000	
171人以上	63,000	

No.３７

一般社団法人長崎県保育協会　会費の減免に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人長崎県保育協会の定款第７条に基づき、会員施設の入所児減少等により会費を減免する場合に必要な事項を定めるものとする。

（基準）

第２条　会長は会員施設の利用児童数が利用定員を大きく下回った場合（ただし、へき地保育所及び小規模保育事業所施設を除く。）、下記により会費を減免することができる。

ア　利用定員２０名以下の施設において、４月から１２月までの平均利用児童数が利用定員を下回った場合は、施設会費（本協会分）及び利用定員割会費を各々の小規模保育事業所施設の会費額とする。

イ　利用定員が２０名を超える施設において、４月から１２月までの入所率が、減免基準入所率（７０％）以下である場合には減免の対象とする。但し、算出した額が小規模保育事業所施設の会費を下回る場合には、小規模保育事業所施設の会費額とする。
入所率は小数点以下第１位を四捨五入し、減免後の額は百の位を四捨五入する。

２　新規入会園について、入会した年度の減免申請は受け付けない。

（手続き）

第３条　　第２条の減免を受けようとする会員は、別表第１に定める申請書を会長に提出するものとする。但し、別表第１に定める申請書の受付期限は、減免を受けようとする年度の１月末日までとする。

２　大規模災害発生時の減免措置については、理事会等において協議する。

（適用）

第４条　会費の減免は当該年度のみ適用され、減免する額を当該会員へ還付する。

（規程の改廃）

第５条　この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

１、この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

２、この規程は、令和２年４月１日から施行する。
ただし、市町が運営する会員会費の減免については、会費について長崎県町村会及び長崎県市長会と所定の協議を行った後に施行するものとする。

資料1-5

全社児福発第135号
令和6年6月20日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 奥村 尚三
〔公印略〕

全国保育協議会 令和7年度以降の会費の見直しについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素より本会事業の推進にご尽力を賜り、深謝申しあげます。

さて、ご承知のとおり、去る6月13日に開催いたしました、令和6年度 全国保育協議会 第1回協議員総会におきまして、第1号議案・第2号議案・第3号議案・第4号議案は、原案どおり、承認いただきました。

第4号議案で審議・承認いただきました「全保協 組織強化・財務状況健全化について」により、全国保育協議会の会費は、令和7年度より、現在の5,000円から7,000円となりますことを、あらためてご周知申し上げます。

本件に関するこの間の経緯や、情勢認識と本会の使命、本会のこれからの取り組みについては、別紙をご参照ください（第1回協議員総会資料一部抜粋）。なお、これに伴う「全国保育協議会会費に関する規定」については、令和6年度第2回全国保育協議会協議員総会（令和7年2月28日開催予定）におきまして、改訂を予定しております。

何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本件の内容については、全国保育協議会 協議員の皆様にもお送りしておりますことを申し添えます。

記

現在の会費（年間）	令和7年度からの会費（年間）
本会会則第4条に定める会員 5,000円	本会会則第4条に定める会員 7,000円

【問い合わせ先】
全国保育協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内
TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509
e-mail zenhokyo@shakyo.or.jp

組織強化・財務状況健全化～会費の値上げについて～

1. この間の経緯

全保協の組織強化と財務状況健全化については、平成29年度の決算が大きく赤字になったことを踏まえ、平成30年から検討をはじめ、令和3年度からは本格的に検討を進めてきた。

コロナ禍にあった令和2年度から令和4年度は、事業を縮小せざるを得ず、会議や研修会のオンライン化もあり、黒字収支となっていた。令和5年度はコロナ禍での経験も踏まえ、会議の一部オンライン化や、オンライン研修の実施等、経費節減策を実施しており、令和5年度の当初予算額と決算額との比較においては、全サービス区分合計6,014,171円の支出減となった。

しかし、コロナ禍以前は、赤字予算・赤字収支となっており、令和5年5月にコロナが5類となり、以前のように参集による研修や会議等が実施され、また、長引く物価高騰もあるなか、今後は再び赤字決算になる可能性が大いに考えられる。令和5年度については、サービス区分全国保育協議会を単独でみると、△1,736,763円の赤字収支となっている。

令和5年度の検討においては、健全な財政と継続的な運営、活動の強化を展開していくために、会費の見直し（値上げ）について検討を進めてきた。

2. 情勢認識と本会の使命

子ども施策が大きな転換期を迎えているなか、本会では、経費節減策を検討・実施しつつも活動を縮小するのではなく、むしろ、会員施設にとって魅力のある、そして会員施設とともにあゆむ全保協活動、全保協組織を実現していきたい。

本会の目的である、「全国の保育関係組織、機関、団体等と連絡調整、保育事業等に関する調査・研究・協議およびその実績をもって保育、子ども家庭福祉の増進に寄与する」（全国保育協議会会則第2条）という役割を果たし、すべての子どもたちの権利と育ちを保障していく社会の実現をめざして、日々尽力している会員施設を応援し、ともに活動していくことが、組織の責任であると考える。

上記の達成等に向け、下記の取り組みを行うべく、現在の会費（年間）5,000円を令和7年度より7,000円としたい。

3. 全国保育協議会のこれからの取り組み

① 認定こども園部会の設置

認定こども園については、施設数と会員数が増加しているなか、その固有の課題等に関して、国に対して要望や意見を直接伝える場がなく、早急に課題整理を行うとともに、意見等

を集約し、提言・要望していくことが必要である。また、認定こども園の他団体との連携も必要であると考えている。これまで全保協においては認定こども園特別委員会として活動してきたが、令和６年度からは常設部会として明確に位置付け、提言のとりまとめ、要望活動や他団体との連携、研修や調査・研究の実施など、活発に活動していく。

② 災害時に備えた積立金の設置

近年、自然災害による被害が全国で毎年発生している。令和６年１月の能登半島地震においては、発災から半年が経過しようとしているが、復興までに長期的な支援が必要とされている。災害時の全保協会員施設への支援について、全保協としては、これまで会費免除や災害見舞金によりその支援を行ってきた。また、災害によっては、保育三団体協議会による募金も実施してきたが、被災地に送金するまでに時間がかかり、迅速な支援につなげることができなかった。全保協として、被災した会員施設を支援する都道府県・指定都市保育組織に対して、迅速な支援が行えるよう災害時に備えた積立金を新たに設けたい。

③ 全国保育協議会・全国保育士会の全国大会一本化（令和７年度より）

全国保育協議会および全国保育士会の研究大会については、子どもや子育て家庭、保育所・認定こども園等をとりまく状況が大きく変化するなかでは、施設運営・保育実践の両面から今後の保育について考えていく必要がある。また、全国保育協議会と全国保育士会が協働して、保育士・保育教諭等の専門性を高め、保育所・認定こども園等が子ども・子育て支援に欠かすことのできない社会資源として、地域の人々からのさらなる信頼と支持を得ることをめざす必要がある。そのため、研究大会のさらなる質の向上に向け、令和７年度より全保協・保育士会の研究大会を「全国教育・保育研究大会」とし一本化し開催をする。

④ 会員施設が魅力を感じられる活動、地方組織への支援強化

その他にも、保育を取り巻く環境・制度が大きく変化するなか、会員施設に寄り添い、しっかりと守るための活動、会員施設が魅力を感じられる活動を引き続き検討し、その具体化をはかっていきたい。令和６年２月～３月には、地方組織の皆様のご協力のもと、これからの全保協のあり方についてアンケートを実施した。各組織からお寄せいただいた課題やご意見に対応できるよう活動していきたい。

全社児福発第 172 号
令和 6 年 7 月 9 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長　奥 村 尚 三
〔 公 印 略 〕

全国保育協議会 令和 7 年度以降の会費の見直しについて
（追加資料の送付）

時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素より本会事業の推進にご尽力を賜り、深謝申しあげます。

先般、全国保育協議会の会費について、令和 7 年度より現在の 5,000 円から 7,000 円とすることを令和 6 年度第 1 回協議員総会でご承認いただき、周知いたしました（令和 6 年 6 月 20 日、全社児福発第 135 号）。

その後、公立施設の令和 7 年度予算申請にあたり、会費が 2,000 円値上がることに関し、積算等の資料が必要であることを、いくつかの都道府県・指定都市保育協議会よりご連絡いただきました。そのため、7 月 2 日開催の全保協 第 2 回常任協議員会において、協議員ならびに都道府県・指定都市保育協議会へ、別紙のとおり追加のご案内をお送りすることを決定しました。

ついては、資料をお送りいたしますので、ご確認いただきますようお願い申しあげます。

何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申しあげます。

【問い合わせ先】
全国保育協議会
〒100-8980　東京都千代田区霞が関 3-3-2
社会福祉法人全国社会福祉協議会　児童福祉部内
TEL. 03-3581-6503　FAX. 03-3581-6509
e-mail zenhokyo@shakyo.or.jp

組織強化・財務状況健全化に向けた取り組み
～令和７年度からの全保協会費値上げおよびその使途について～

1. 会費値上げにいたる経緯

全保協の組織強化と財務状況健全化については、平成 29 年度の決算が大きく赤字になったことから、平成 30 年から検討をはじめ、令和 3 年度からは本格的に進めてきた。

コロナ禍にあった令和 2 年度から令和 4 年度は、事業を縮小せざるを得ず、令和 5 年度はコロナ禍での経験もふまえ、会議の一部オンライン化や、オンライン研修の実施等、経費節減策を実施し支出減に努めたが、令和 5 年度決算では、△1,736,763 円の赤字収支となっている。

全保協では、健全な財政と継続的な運営、今後の保育をめぐる状況のなかでの活動の強化を展開していくために、会費の見直しについて検討した結果をふまえ、令和 6 年 6 月 13 日の令和 6 年度第 1 回協議員総会において、会費(5,000 円)を値上げし、年額 7,000 円とすることを上程し、承認された。

2. 会費値上げ後の会費収入の使途について

(1) 強化していく活動内容とその費用について

➢ 会費値上げ後に強化していく活動について、この間の議論を踏まえた内容は下記のとおり(金額等の積算は次ページ参照)。

① 災害時に備えた積立金
② 認定こども園部会化に係る費用
③ 各部会強化等に係る費用
④ 会員に魅力ある活動
⑤ 収支赤字分の補填・物価高騰に係る費用の増額
⑥ その他(業務委託費等)
⑦ 組織強化推進費の増額(割合を現状のままとすることで、増額となる)

➢ 検討に際し、1, 000 円 /2, 000 円/3, 000 円値上げした場合の会費収入見込み積算を実施。

会費額	収入見込み(A)	組織強化推進費支払い(B)	推進強化推進費支出後の収入(A-B)	推進強化推進費支出後の収入増額分
5, 000 円(現在)	106, 785, 000 円	12, 814, 200 円	93, 970, 800 円	-
6, 000 円(+1, 000 円)	128, 142, 000 円	15, 377, 040 円	112, 764, 960 円	18, 794, 160 円
7, 000 円(+2, 000 円)	149, 499, 000 円	17, 939, 880 円	131, 559, 120 円	37, 588, 320 円
8, 000 円(+3, 000 円)	170, 856, 000 円	20, 502, 720 円	150, 353, 280 円	56, 382, 480 円

➢ 費用の積算項目

強化していく活動内容等に関する費用の積算については下表のとおり。積算額は、34,800,000円となり、「組織強化推進費支出後の収入増額分」では会費 7,000 円に相当。

	費用の積算項目	費用額(予定)	これまでの検討内容
1	**災害時に備えた積立金**	5,000,000 円	➢ 積立金については、災害による被害が生じた地域の都道府県・指定都市保育協議会を支援するため、ひいては被災地の都道府県・指定都市保協を支援することで会員施設、被災地の子どもたちを支援するために創設する。 ➢ 年間 500 万円の積み立てを想定し、費用額を計上。 ➢ 積立金の詳細な規定については、令和 6 年度第 2 回協議員総会において上程を予定。
2	**認定こども園部会化に係る費用（認定こども園部会活動強化）**	6,000,000 円	➢ 全保協として認定こども園の活動を強化するため、これまでの「認定こども園特別委員会」を常設部会化することを令和 5 年度第 2 回協議員総会において承認。令和 6 年度より、「認定こども園部会」として活動。 ➢ 認定こども園部会の活動強化にあたり、要望活動や調査・研究等に係る費用、部会員の増加に伴う旅費交通費を積算。
3	**各部会強化等に係る費用**	5,000,000 円	➢ 人材養成会議の本体会計での事業費負担の検討、各部会の活動強化等に係る費用。
4	**会員に魅力ある活動** ・労務研修会 等	5,000,000 円	➢ 社会保険労務士や会計士、弁護士等、経営に関する研修会や相談会の開催等による、会員へ必要な情報を届ける活動に係る費用を積算
5	**収支赤字分の補填・物価高騰に係る費用の増額**	7,800,000 円	
6	**その他（業務委託費等）**	6,000,000 円	➢ 事業増加に伴う業務の委託費用等(例:会報作成等)
総計		34,800,000 円	

➢ 会費 7，000 円の場合の組織強化推進費（各都道府県、ブロックに還元）については下記のとおり

7	**組織強化推進費に係る費用**	17，939，880 円	➢ 組織強化推進費は、ブロックと都道府県・指定都市保育協議会へ、地方組織支援事業助成金として、下記のとおり支出している。 ①ブロック分: 各ブロックの前年度会費納入額の 2%を助成 ②都道府県・指定都市分: 9 月末までに納入:会費納入額の 10%に相当する額 12 月末までに納入:会費納入額の 5%に相当する額 ➢ 現在の会費 5，000 円から 7，000 円とした場合の増額分は 5，125，680 円

令和6年度　施設会費・利用定員割会費一覧(現行)

資料1-6

令和6年6月30日現在

(単位：円)

	区分	施設数	施設割会費	利用定員割会費	小計	地区別合計
長崎市	公立	6	180,000	255,000	435,000	435,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
佐世保市	公立	2	60,000	54,000	114,000	157,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	2	35,000	8,000	43,000	
島原市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
諫早市	公立	2	60,000	90,000	150,000	150,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
大村市	公立	2	60,000	83,000	143,000	143,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
五島市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
平戸市	公立	2	60,000	38,000	98,000	98,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
松浦市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
壱岐市	公立	5	150,000	207,000	357,000	367,000
	僻地	1	6,000	4,000	10,000	
	小規模	0	0	0	0	
対馬市	公立	6	180,000	149,000	329,000	359,000
	僻地	3	18,000	12,000	30,000	
	小規模	0	0	0	0	
西海市	公立	1	30,000	36,000	66,000	66,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
雲仙市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
南島原市	公立	1	30,000	27,000	57,000	57,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
市計	公立	27	810,000	939,000	1,749,000	1,832,000
	僻地	4	24,000	16,000	40,000	
	小規模	2	35,000	8,000	43,000	

令和6年度　施設会費・利用定員割会費一覧

令和6年9月1日現在

（単位：円）

	区分	施設数	施設割会費	利用定員割会費	小計	地区別合計
時津町	公立	1	30,000	36,000	66,000	66,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
長与町	公立	1	30,000	36,000	66,000	66,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
東彼杵町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
川棚町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
波佐見町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
佐々町	公立	1	30,000	51,000	81,000	81,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
小値賀町	公立	1	30,000	36,000	66,000	66,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
新上五島町	公立	4	120,000	84,000	204,000	204,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
町計	**公立**	**8**	**240,000**	**243,000**	**483,000**	**483,000**
	僻地	**0**	**0**	**0**	**0**	
	小規模	**0**	**0**	**0**	**0**	

資料1-7

令和7年度以降　施設会費・利用定員割会費一覧(シュミレーション)

※R6年度会費納入実績を基に作成

（単位：円）

	区分	施設数	施設割会費	利用定員割会費	小計	地区別合計
長崎市	公立	6	192,000	255,000	447,000	447,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
佐世保市	公立	2	64,000	54,000	118,000	165,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	2	39,000	8,000	47,000	
島原市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
諫早市	公立	2	64,000	90,000	154,000	154,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
大村市	公立	2	64,000	83,000	147,000	147,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
五島市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
平戸市	公立	2	64,000	38,000	102,000	102,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
松浦市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
壱岐市	公立	5	160,000	207,000	367,000	377,000
	僻地	1	6,000	4,000	10,000	
	小規模	0	0	0	0	
対馬市	公立	6	192,000	149,000	341,000	371,000
	僻地	3	18,000	12,000	30,000	
	小規模	0	0	0	0	
西海市	公立	1	32,000	36,000	68,000	68,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
雲仙市	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
南島原市	公立	1	32,000	27,000	59,000	59,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
市計	公立	27	864,000	939,000	1,803,000	1,890,000
	僻地	4	24,000	16,000	40,000	
	小規模	2	39,000	8,000	47,000	

令和7年度　施設会費・利用定員割会費(ｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ)一覧

※R6年度会費納入実績を基に作成　　(単位：円)

	区分	施設数	施設割会費	利用定員割会費	小計	地区別合計
時津町	公立	1	32,000	36,000	68,000	68,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
長与町	公立	1	32,000	36,000	68,000	68,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
東彼杵町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
川棚町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
波佐見町	公立	0	0	0	0	0
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
佐々町	公立	1	32,000	51,000	83,000	83,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
小値賀町	公立	1	32,000	36,000	68,000	68,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
新上五島町	公立	4	128,000	84,000	212,000	212,000
	僻地	0	0	0	0	
	小規模	0	0	0	0	
町計	**公立**	**8**	**256,000**	**243,000**	**499,000**	**499,000**
	僻地	**0**	**0**	**0**	**0**	
	小規模	**0**	**0**	**0**	**0**	

資料1-8

第２号議案　　令和５年度 決算並びに監査報告について

令和５年度　会計決算書

一般社団法人　長崎県保育協会

貸借対照表

令和６年３月31日現在

（単位：円）

科目	５年度	４年度	増減
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金預金	80,854,353	83,214,660	-2,360,307
現金	25,330	17,331	7,999
小口現金	25,330	17,331	7,999
普通預金	66,349,881	67,271,009	-921,128
十八親和銀行　本店　999759	5,277,782	3,355,684	1,922,098
十八親和銀行　本店　322234	11,824,458	12,271,630	-447,172
十八親和銀行　本店　334856	2,214,641	1,980,063	234,578
十八親和銀行　本店　291114	32,262,084	29,102,699	3,159,385
十八親和銀行　本店　999866	14,101,849	20,253,667	-6,151,818
十八親和銀行　本店　107931	491,935	307,266	184,669
十八親和銀行　本店　1156366	177,132	0	177,132
定期預金	8,733,197	8,732,958	239
十八親和銀行　大学病院前　4010655	2,005,188	2,005,154	34
十八親和銀行　大学病院前　2025925	286	195	91
十八親和銀行　大学病院前　2025848	2,438,507	2,438,466	41
十八親和銀行　浦上駅前　9010131	3,051,775	3,051,723	52
十八親和銀行　本店　4132994	1,237,441	1,237,420	21
郵便貯金	4,360,286	6,360,232	-1,999,946
振替口座	1,385,659	833,130	552,529
ゆうちょ01750-6-165893	1,385,659	833,130	552,529
未収金	3,592,260	5,649,691	-2,057,431
前払費用	12,312	82,494	-70,182
流動資産合計	84,458,925	88,946,845	-4,487,920
2　固定資産			
(1)　基本財産			
(2)　特定資産			
退職給付引当資産	10,673,169	11,524,773	-851,604
退職給付引当資産(一般)	10,673,169	11,524,773	-851,604
特定資産合計	10,673,169	11,524,773	-851,604
(3)　その他固定資産			
什器備品	562,003	509,095	52,908
投資有価証券	50,000,000	50,000,000	0
長期前払費用	17,442	29,754	-12,312
その他固定資産合計	50,579,445	50,538,849	40,596
固定資産合計	61,252,614	62,063,622	-811,008
資産の部合計	145,711,539	151,010,467	-5,298,928
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未払金	695,060	377,992	317,068
未払消費税等	693,800	199,800	494,000
預り金	687,668	341,803	345,865
社会保険料	386,708	202,988	183,720
源泉所得税	126,121	94,358	31,763
その他	147,839	1,257	146,582
住民税	27,000	43,200	-16,200
賞与引当金	1,592,929	1,584,227	8,702
流動負債合計	3,669,457	2,503,822	1,165,635
2　固定負債			
退職給付引当金	10,673,169	11,524,773	-851,604
退職給付引当金(事)	10,673,169	11,524,773	-851,604
固定負債合計	10,673,169	11,524,773	-851,604
負債の部合計	14,342,626	14,028,595	314,031
Ⅲ　正味財産の部			
1　指定正味財産			

貸 借 対 照 表

令和６年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	５ 年 度	４ 年 度	増　減
2　一般正味財産	131,368,913	136,981,872	-5,612,959
正味財産の部合計	131,368,913	136,981,872	-5,612,959
負債及び正味財産合計	145,711,539	151,010,467	-5,298,928

正味財産増減計算書

令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

（単位：円）

科目	５年度	４年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
(1)　経常収益			
特定資産運用益	122	195	-73
特定資産受取利息	122	195	-73
受取会費	36,846,500	37,109,333	-262,833
正会員受取会費	36,846,500	37,109,333	-262,833
施設会費	23,209,500	23,276,833	-67,333
利用定員会費	13,637,000	13,832,500	-195,500
事業収益	35,270,314	29,353,923	5,916,391
広報収入	6,378,240	6,510,595	-132,355
施設購読料	1,604,460	1,612,650	-8,190
保護者購読料	4,228,380	4,351,945	-123,565
広告料	545,400	546,000	-600
研修参加費	5,769,000	2,188,500	3,580,500
青年部会研修会	116,000	321,000	-205,000
保育士部会研修会	766,000	577,000	189,000
女性部会研修会	374,000	185,000	189,000
研修委員会企画研修	0	157,000	-157,000
大会参加費	3,392,000	0	3,392,000
参加費	1,121,000	948,500	172,500
教材収入	3,418,230	3,953,090	-534,860
帳簿収入	1,000	1,000	0
図書斡旋手数料	175,146	152,247	22,899
委託費	9,669,823	9,182,852	486,971
委託事業収入	1,385,000	1,179,000	206,000
事務取扱手数料	5,210,000	5,468,000	-258,000
広告料	239,600	140,000	99,600
販売手数料	108,875	578,639	-469,764
動画配信手数料	209,600	0	209,600
食料品販売収益	2,705,800	0	2,705,800
受取補助金等	3,310,320	2,941,060	369,260
受取地方公共団体補助金	400,000	0	400,000
受取民間補助金	240,000	230,000	10,000
受取国庫助成金	744,900	698,900	46,000
受取民間助成金	1,925,420	2,012,160	-86,740
受取寄付金	6,416,524	6,586,773	-170,249
受取寄付金	6,416,524	6,586,773	-170,249
雑収益	2,774,088	1,117,165	1,656,923
受取利息	234,812	234,798	14
雑収益	2,539,276	882,367	1,656,909
経常収益計	84,617,868	77,108,449	7,509,419
(2)　経常費用			
事業費	46,617,462	36,639,461	9,978,001
給料手当	10,957,847	10,180,950	776,897
賞与	2,547,395	2,557,806	-10,411
臨時雇賃金	566,500	567,300	-800
退職給付費用	646,235	703,463	-57,228
福利厚生費	1,996,892	1,830,717	166,175
旅費交通費	6,271,540	3,495,830	2,775,710

正味財産増減計算書

令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

（単位：円）

科目	５年度	４年度	増減
通信運搬費	2,036,111	2,019,847	16,264
減価償却費	106,780	118,753	-11,973
消耗品費	67,622	80,379	-12,757
印刷製本費	7,264,350	5,580,356	1,683,994
賃借料	529,156	493,962	35,194
諸謝金	3,736,000	2,530,500	1,205,500
租税公課	1,233,323	1,173,015	60,308
支払負担金	93,120	95,160	-2,040
委託費	715,000	715,000	0
会議費	921,000	276,000	645,000
会場費	2,352,241	1,102,223	1,250,018
食糧費	630,021	48,424	581,597
センター使用料	949,273	973,744	-24,471
返還金費用	0	719,900	-719,900
食料品販売原価	1,966,050	0	1,966,050
雑費	1,031,006	1,376,132	-345,126
管理費	43,613,365	45,643,144	-2,029,779
給料手当	6,856,744	7,126,840	-270,096
賞与	1,937,455	2,009,051	-71,596
臨時雇賃金(管)	94,200	127,200	-33,000
退職給付費用	491,503	589,702	-98,199
福利厚生費	1,080,806	1,318,819	-238,013
会議費	448,000	231,500	216,500
旅費交通費	4,752,000	2,583,180	2,168,820
通信運搬費	1,015,351	860,228	155,123
減価償却費	81,212	97,949	-16,737
消耗品費	844,366	177,107	667,259
印刷製本費	1,557,602	1,451,501	106,101
賃借料	542,720	407,559	135,161
諸謝金	95,000	37,500	57,500
租税公課	131,677	98,085	33,592
支払負担金	15,506,500	15,470,200	36,300
会場費	616,608	432,404	184,204
食糧費	634,184	375,953	258,231
センター使用料(管)	545,648	607,009	-61,361
国予対費	2,774,220	7,833,850	-5,059,630
地方予対費	1,202,285	1,206,726	-4,441
委託費	1,160,449	1,150,921	9,528
雑費	1,244,835	1,449,860	-205,025
経常費用計	90,230,827	82,282,605	7,948,222
評価損益等調整前当期経常増減額	-5,612,959	-5,174,156	-438,803
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-5,612,959	-5,174,156	-438,803
２．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入額	0	2,115,736	-2,115,736
退職給付引当金戻入額	0	2,115,736	-2,115,736
経常外収益計	0	2,115,736	-2,115,736
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0

正味財産増減計算書

令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

（単位：円）

科目	５年度	４年度	増減
当期経常外増減額	0	2,115,736	-2,115,736
税引前当期一般正味財産増減額	-5,612,959	-3,058,420	-2,554,539
当期一般正味財産増減額	-5,612,959	-3,058,420	-2,554,539
一般正味財産期首残高	136,981,872	140,040,292	-3,058,420
一般正味財産期末残高	131,368,913	136,981,872	-5,612,959
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	131,368,913	136,981,872	-5,612,959

正味財産増減計算書内訳表

令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

（単位：円）

科目	実施事業等会計			その他会計						法人会計	内部取引消去	合計
	部会研修	委託研修	小計	印刷物頒布	労働保険事務組合	広報	保育士人材確保等	その他	小計	法人会計	内部取引消去	
Ⅰ 一般正味財産増減の部												
1．経常増減の部												
(1) 経常収益												
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0	122
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0	122
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,846,500	0	36,846,500
正会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,846,500	0	36,846,500
事業収益	1,444,000	3,923,600	5,367,600	3,588,800	5,210,000	6,378,240	7,131,223	7,594,451	29,902,714	0	0	35,270,314
広報収入	0	0	0	0	0	6,378,240	0	0	6,378,240	0	0	6,378,240
研修参加費	1,444,000	0	1,444,000	0	0	0	0	4,325,000	4,325,000	0	0	5,769,000
教材収入	0	0	0	3,418,230	0	0	0	0	3,418,230	0	0	3,418,230
帳簿収入	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000	0	0	1,000
図書斡旋手数料	0	0	0	170,570	0	0	0	4,576	175,146	0	0	175,146
委託費	0	2,538,600	2,538,600	0	0	0	7,131,223	0	7,131,223	0	0	9,669,823
委託事業収入	0	1,385,000	1,385,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1,385,000
事務取扱手数料	0	0	0	0	5,210,000	0	0	0	5,210,000	0	0	5,210,000
広告料	0	0	0	0	0	0	0	239,600	239,600	0	0	239,600
販売手数料	0	0	0	0	0	0	0	108,875	108,875	0	0	108,875
動画配信手数料	0	0	0	0	0	0	0	209,600	209,600	0	0	209,600
食料品販売収益	0	0	0	0	0	0	0	2,705,800	2,705,800	0	0	2,705,800
受取補助金等	0	0	0	0	744,900	0	0	500,000	1,244,900	2,065,420	0	3,310,320
受取地方公共団体補助金	0	0	0	0	0	0	0	400,000	400,000	0	0	400,000
受取民間補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240,000	0	240,000
受取国庫助成金	0	0	0	0	744,900	0	0	0	744,900	0	0	744,900
受取民間助成金	0	0	0	0	0	0	0	100,000	100,000	1,825,420	0	1,925,420
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,416,524	0	6,416,524
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,416,524	0	6,416,524
雑収益	240	114,791	115,031	0	274,476	8	0	1,212,067	1,486,551	1,934,309	-761,803	2,774,088
受取利息	0	11	11	0	0	8	0	7	15	234,786	0	234,812
雑収益	240	114,780	115,020	0	274,476	0	0	1,212,060	1,486,536	1,699,523	-761,803	2,539,276
経常収益計	1,444,240	4,038,391	5,482,631	3,588,800	6,229,376	6,378,248	7,131,223	9,306,518	32,634,165	47,262,875	-761,803	84,617,868
(2) 経常費用												
事業費	7,763,180	7,253,927	15,017,107	4,634,755	5,224,458	6,797,217	7,131,223	9,574,505	32,362,158	0	-761,803	46,617,462
給料手当	2,110,987	2,237,965	4,348,952	365,058	1,793,546	1,047,558	1,942,500	1,460,233	6,608,895	0	0	10,957,847
賞与	596,485	632,364	1,228,849	103,152	506,788	296,000	0	412,606	1,318,546	0	0	2,547,395
臨時雇賃金	0	0	0	22,200	488,700	41,400	0	14,200	566,500	0	0	566,500
退職給付費用	151,319	160,421	311,740	26,168	128,564	75,091	0	104,672	334,495	0	0	646,235
福利厚生費	393,972	417,671	811,643	68,131	334,729	195,505	314,361	272,523	1,185,249	0	0	1,996,892
旅費交通費	2,928,130	1,116,920	4,045,050	0	1,080	638,680	400,110	1,186,620	2,226,490	0	0	6,271,540
通信運搬費	81,664	85,064	166,728	29,460	630,750	733,121	257,241	218,811	1,869,383	0	0	2,036,111
減価償却費	25,004	26,506	51,510	4,324	21,243	12,407	0	17,296	55,270	0	0	106,780
消耗品費	0	1,155	1,155	9,314	7,804	40,538	8,811	0	66,467	0	0	67,622
印刷製本費	73,305	283,150	356,455	3,852,433	538,136	1,868,291	284,563	364,472	6,907,895	0	0	7,264,350
賃借料	101,726	105,969	207,695	17,555	84,818	49,495	100,641	68,952	321,461	0	0	529,156
諸謝金	382,500	452,250	834,750	0	0	357,000	1,442,250	1,102,000	2,901,250	0	0	3,736,000
租税公課	65,620	178,356	243,976	100,991	249,328	183,868	328,285	126,875	989,347	0	0	1,233,323
支払負担金	1,000	0	1,000	0	92,120	0	0	0	92,120	0	0	93,120
委託費	0	0	0	0	0	0	715,000	0	715,000	0	0	715,000
会議費	72,000	2,000	74,000	0	0	18,000	0	829,000	847,000	0	0	921,000
会場費	518,352	1,273,294	1,791,646	0	4,200	134,776	18,900	402,719	560,595	0	0	2,352,241
食糧費	52,486	65,000	117,486	0	0	4,770	0	507,765	512,535	0	0	630,021
センター使用料	173,411	179,390	352,801	29,898	143,512	83,716	222,743	116,603	596,472	0	0	949,273
食料品販売原価	0	0	0	0	0	0	0	1,966,050	1,966,050	0	0	1,966,050
雑費	35,219	36,452	71,671	6,071	199,140	17,001	1,095,818	403,108	1,721,138	0	-761,803	1,031,006
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,613,365	0	43,613,365
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,856,744	0	6,856,744
賞与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,937,455	0	1,937,455
臨時雇賃金(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94,200	0	94,200
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	491,503	0	491,503
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,080,806	0	1,080,806
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	448,000	0	448,000
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,752,000	0	4,752,000
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,015,351	0	1,015,351
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81,212	0	81,212
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	844,366	0	844,366
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,557,602	0	1,557,602
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	542,720	0	542,720
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95,000	0	95,000

正味財産増減計算書内訳表

令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

（単位：円）

科目	実施事業等会計			その他会計						法人会計	内部取引消去	合計
	部会研修	委託研修	小計	印刷物頒布	労働保険事務組合	広報	保育士人材確保等	その他	小計	法人会計	内部取引消去	
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	131,677	0	131,677
支払負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,506,500	0	15,506,500
会場費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	616,608	0	616,608
食糧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	634,184	0	634,184
センター使用料(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	545,648	0	545,648
国予対費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,774,220	0	2,774,220
地方予対費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,202,285	0	1,202,285
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,160,449	0	1,160,449
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,244,835	0	1,244,835
経常費用計	7,763,180	7,253,927	15,017,107	4,844,755	5,224,458	5,797,217	7,131,293	9,574,505	32,362,158	43,613,365	-761,803	90,230,827
評価損益等調整前当期経常増減額	-6,318,940	-3,215,536	-9,534,476	-1,045,955	1,004,918	581,031	0	-267,987	272,007	3,649,510	0	-5,612,959
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-6,318,940	-3,215,536	-9,534,476	-1,045,955	1,004,918	581,031	0	-267,987	272,007	3,649,510	0	-5,612,959
2．経常外増減の部												
(1) 経常外収益												
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用												
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-6,318,940	-3,215,536	-9,534,476	-1,045,955	1,004,918	581,031	0	-267,987	272,007	3,649,510	0	-5,612,959
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	-123,449	-123,449	123,449	0	0
他会計からの繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123,449	-123,449	0
他会計への繰出額	0	0	0	0	0	0	0	123,449	123,449	0	-123,449	0
税引前当期一般正味財産増減額	-6,318,940	-3,215,536	-9,534,476	-1,045,955	1,004,918	581,031	0	-391,436	148,558	3,772,959	0	-5,612,959
当期一般正味財産増減額	-6,318,940	-3,215,536	-9,534,476	-1,045,955	1,004,918	581,031	0	-391,436	148,558	3,772,959	0	-5,612,959
一般正味財産期首残高	-72,318,555	-30,160,665	-102,479,220	25,598,504	26,418,309	14,608,520	0	109,897	66,735,230	172,725,862	0	136,981,872
一般正味財産期末残高	-78,637,495	-33,376,201	-112,013,696	24,552,549	27,423,227	15,189,551	0	-281,539	66,883,788	176,498,821	0	131,368,913
Ⅱ 指定正味財産増減の部												
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	-78,637,495	-33,376,201	-112,013,696	24,552,549	27,423,227	15,189,551	0	-281,539	66,883,788	176,498,821	0	131,368,913

資料1-9

【報告事項】　②令和６年度 予算について

令和６年度　収支予算書

一般社団法人　長崎県保育協会

正味財産当初予算

令和６年４月１日

（単位：千円）

科　　目	６年度予算額	５年度補正後予算額	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
(1)　経常収益			
受取会費	36,700	36,846	-146
正会員受取会費	36,700	36,846	-146
事業収益	31,738	33,930	-2,192
広報収入	4,817	6,379	-1,562
研修参加費	2,200	4,441	-2,241
教材収入	3,348	3,345	3
帳簿収入	0	1	-1
図書斡旋手数料	150	143	7
委託費	9,759	9,759	0
委託事業収入	2,020	1,385	635
事務取扱手数料	6,014	5,210	804
広告料	230	239	-9
販売手数料	100	108	-8
動画配信手数料	400	215	185
食料品販売収益	2,700	2,705	-5
受取補助金等	2,844	3,409	-565
受取民間補助金	200	240	-40
受取国庫助成金	744	744	0
受取地方公共団体助成金	0	400	-400
受取民間助成金	1,900	2,025	-125
受取寄付金	7,200	6,416	784
受取寄付金	7,200	6,416	784
雑収益	2,049	3,515	-1,466
受取利息	234	234	0
雑収益	1,815	3,281	-1,466
経常収益計	80,531	84,116	-3,585
(2)　経常費用			
事業費	38,497	41,240	-2,743
給料手当	9,159	9,338	-179
賞与	2,265	2,036	229
臨時雇賃金	571	575	-4
退職給付費用	527	273	254
福利厚生費	1,779	1,682	97
旅費交通費	4,180	4,391	-211
通信運搬費	2,283	1,992	291
減価償却費	87	92	-5
消耗品費	86	69	17
印刷製本費	6,797	7,020	-223
賃借料	511	445	66
諸謝金	2,550	3,406	-856
租税公課	1,140	1,175	-35
支払負担金	90	93	-3
委託費	715	715	0
会議費	30	877	-847
会場費	1,350	1,874	-524
食糧費	63	588	-525
センター使用料	829	821	8
返還金費用	0	2	-2
食料品販売原価	2,000	1,967	33
雑費	1,485	1,809	-324

正味財産当初予算

令和６年４月１日

（単位：千円）

科　　目	６年度予算額	５年度補正後予算額	増　減
管理費	43,174	44,819	-1,645
給料手当	6,190	6,927	-737
賞与	1,951	1,906	45
臨時雇賃金(管)	150	117	33
退職給付費用	451	813	-362
福利厚生費	1,264	1,282	-18
会議費	340	441	-101
旅費交通費	5,150	5,155	-5
通信運搬費	980	1,037	-57
減価償却費	74	85	-11
消耗品費	220	847	-627
印刷製本費	1,616	1,745	-129
賃借料	523	545	-22
諸謝金	100	95	5
租税公課	62	133	-71
支払負担金	15,500	15,507	-7
会場費	580	634	-54
食糧費	500	620	-120
センター使用料(管)	517	551	-34
国予対費	3,500	2,776	724
地方予対費	1,300	1,203	97
委託費	1,150	1,161	-11
雑費	1,056	1,239	-183
経常費用計	81,671	86,059	-4,388
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,140	-1,943	803
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-1,140	-1,943	803
２．経常外増減の部			
(1)　経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)　経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	-1,140	-1,943	803
税引前当期一般正味財産増減額	-1,140	-1,943	803
当期一般正味財産増減額	-1,140	-1,943	803
一般正味財産期首残高	207,359	209,302	-1,943
一般正味財産期末残高	206,219	207,359	-1,140
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	206,219	207,359	-1,140

正味財産予算内訳表

令和6年4月1日

（単位：千円）

科目	実施事業等会計			その他会計						法人会計	内部取引消去	合計
	部会研修	委託研修	小計	印刷物頒布	労働保険事務組合	広報	保育士人材確保等	その他	小計	法人会計	内部取引消去	
Ⅰ 一般正味財産増減の部												
1．経常増減の部												
(1) 経常収益												
受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,700	0	36,700
正会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,700	0	36,700
事業収益	450	4,558	5,008	3,488	6,014	4,817	7,221	5,190	26,730	0	0	31,738
広報収入	0	0	0	0	0	4,817	0	0	4,817	0	0	4,817
研修参加費	450	0	450	0	0	0	0	1,750	1,750	0	0	2,200
教材収入	0	0	0	3,348	0	0	0	0	3,348	0	0	3,348
図書斡旋手数料	0	0	0	140	0	0	0	10	150	0	0	150
委託費	0	2,538	2,538	0	0	0	7,221	0	7,221	0	0	9,759
委託事業収入	0	2,020	2,020	0	0	0	0	0	0	0	0	2,020
事務取扱手数料	0	0	0	0	6,014	0	0	0	6,014	0	0	6,014
広告料	0	0	0	0	0	0	0	230	230	0	0	230
販売手数料	0	0	0	0	0	0	0	100	100	0	0	100
動画配信手数料	0	0	0	0	0	0	0	400	400	0	0	400
食料品販売収益	0	0	0	0	0	0	0	2,700	2,700	0	0	2,700
受取補助金等	0	0	0	0	744	0	0	0	744	2,100	0	2,844
受取民間補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	200
受取国庫助成金	0	0	0	0	744	0	0	0	744	0	0	744
受取民間助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900	0	1,900
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200	0	7,200
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,200	0	7,200
雑収益	0	0	0	0	274	0	0	30	304	1,745	0	2,049
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	234	0	234
雑収益	0	0	0	0	274	0	0	30	304	1,511	0	1,815
経常収益計	450	4,558	5,008	3,488	7,032	4,817	7,221	5,220	27,778	47,745	0	80,531
(2) 経常費用												
事業費	2,528	7,360	9,888	4,574	6,148	4,779	7,221	5,887	28,609	0	0	38,497
給料手当	553	2,298	2,851	307	1,869	920	1,983	1,229	6,308	0	0	9,159
賞与	175	725	900	97	589	290	0	389	1,365	0	0	2,265
臨時雇賃金	0	0	0	23	512	29	7	0	571	0	0	571
退職給付費用	41	167	208	23	136	67	0	93	319	0	0	527
福利厚生費	114	469	583	63	382	188	310	253	1,196	0	0	1,779
旅費交通費	1,224	1,393	2,617	0	3	420	376	764	1,563	0	0	4,180
通信運搬費	16	87	103	28	1,219	522	260	151	2,180	0	0	2,283
減価償却費	7	27	34	4	22	11	0	16	53	0	0	87
消耗品費	0	2	2	20	20	34	10	0	84	0	0	86
印刷製本費	33	333	366	3,857	548	1,603	351	72	6,431	0	0	6,797
賃借料	31	127	158	17	103	51	114	68	353	0	0	511
諸謝金	90	478	568	0	0	232	1,470	280	1,982	0	0	2,550
租税公課	6	182	188	103	249	183	329	88	952	0	0	1,140
支払負担金	0	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0	90
委託費	0	0	0	0	0	0	715	0	715	0	0	715
会議費	30	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	30
会場費	130	817	947	0	70	130	19	184	403	0	0	1,350
食糧費	18	25	43	0	0	6	0	14	20	0	0	63
センター使用料	48	191	239	26	155	77	230	102	590	0	0	829
食料品販売原価	0	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000	0	0	2,000
雑費	12	39	51	6	181	16	1,047	184	1,434	0	0	1,485
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43,174	0	43,174
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,190	0	6,190
賞与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,951	0	1,951
臨時雇賃金(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	150

正味財産予算内訳表

令和６年４月１日

（単位：千円）

科　目	実施事業等会計			その他会計						法人会計	内部取引消去	合　計
	部会研修	委託研修	小　計	印刷物頒布	労働保険事務組合	広報	保育士人材確保等	その他	小　計	法人会計	内部取引消去	
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	451	0	451
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,264	0	1,264
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	340	0	340
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,150	0	5,150
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	980	0	980
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0	74
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0	220
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,616	0	1,616
賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	523	0	523
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	100
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0	62
支払負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,500	0	15,500
会場費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	580	0	580
食糧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	0	500
センター使用料(管)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	517	0	517
国予対費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500	0	3,500
地方予対費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,300	0	1,300
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,150	0	1,150
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,056	0	1,056
経常費用計	2,528	7,360	9,888	4,574	6,148	4,779	7,221	5,887	28,609	43,174	0	81,671
評価損益等調整前当期経常増減額	−2,078	−2,802	−4,880	−1,086	884	38	0	−667	−831	4,571	0	−1,140
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	−2,078	−2,802	−4,880	−1,086	884	38	0	−667	−831	4,571	0	−1,140
2．経常外増減の部												
(1)　経常外収益												
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)　経常外費用												
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	−2,078	−2,802	−4,880	−1,086	884	38	0	−667	−831	4,571	0	−1,140
税引前当期一般正味財産増減額	−2,078	−2,802	−4,880	−1,086	884	38	0	−667	−831	4,571	0	−1,140
当期一般正味財産増減額	−2,078	−2,802	−4,880	−1,086	884	38	0	−667	−831	4,571	0	−1,140
一般正味財産期首残高	−1,739	−33,367	−35,106	24,440	27,353	15,614	0	−329	67,078	175,387	0	207,359
一般正味財産期末残高	−3,817	−36,169	−39,986	23,354	28,237	15,652	0	−996	66,247	179,958	0	206,219
Ⅱ　指定正味財産増減の部												
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅲ　正味財産期末残高	−3,817	−36,169	−39,986	23,354	28,237	15,652	0	−996	66,247	179,958	0	206,219

２　調査事項について

⑵ 【見直し】ながさき移住サポートセンター負担金

６地づ第１１３号
令和６年９月１７日

長崎県市長会　会長　古川　隆三郎　様

ながさき移住サポートセンター
会長　小川　雅純

ながさき移住サポートセンターにかかる負担金について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より、本県の移住促進につきまして格別のご支援とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、本県においては、地方創生の下、地域間競争を勝ち抜くため、平成２８年度に、県と市町が共同で運営する「ながさき移住サポートセンター」を設置し、これまでに、本県への移住者の受入促進に取り組んでまいりました。
つきましては、本センターが今後も、事業推進できますよう、大変厳しい財政状況の中ではありますが、引続き各団体におかれましては、下記のとおりご負担いただきますようお願いいたします。

記

１　令和７年度における市の負担額　　別紙のとおり

２　変更理由　　別紙のとおり

担　当：地域づくり推進課UIターン・関係人口班　鈴木
ＴＥＬ：095-895-2242
ＦＡＸ：095-895-2559
E-mail：shiro-suzuki@pref.nagasaki.lg.jp

令和７年度 負担金額（試算）

◆ながさき移住サポートセンター
①設置：平成28年度
②運営：県と市町で共同運営
③予算：県と市町の割合　１：１　　市、町の負担割合　９：１

＜移住者実績：県全体（＝NISC分＋市町分）＞　　単位：人

H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５
454	782	1,121	1,479	1,452	1,740	1,876	2,075

１．市長会の負担金の算出方法

市負担額のうち、運営費については、均等割（30%）、人口割（70%）により、
活動費については、均等割（30%）、実績割（70%）により各市負担金を算出する。

		（R6予算）	増減額
事業費総額 ①	51,762 千円	(47,900)	3,862
うち協働運営事業費 ②	51,762 千円	(47,900)	3,862
（運営費 ③）	39,759 千円	(35,897)	3,862
（活動費 ④）	12,003 千円	(12,003)	0
県負担額　：②×1/2	25,881 千円	(23,950)	1,931
市町負担額⑤：②×1/2	25,881 千円	(23,950)	1,931
うち市負担額：⑤×0.9	23,293 千円	(21,555)	1,738
うち運営費分：③×1/2×0.9	17,892 千円	(16,154)	1,738
うち活動費分：④×1/2×0.9	5,401 千円	(5,401)	0

運営費	
各市均等割額	413千円
各市人口割額	※各市人口による
活動費	
各市均等割額	125千円
各市人口割額	※各市実績による

（各市負担金）　　（単位：千円）

市名	人口※1（人）	実績(人) R4.10※2～R5.9	＜参考＞ R3.10～R4.9	令和７年度負担金試算（R4.10～R5.9実績）※新しい実績数値が出たら更新 運営費 均等割	運営費 人口割	運営費 計	活動費 均等割	活動費 実績割	活動費 計	合計	参考 R6	参考 増減（R7-R6）
長崎	409,118	166	179	413	4,369	4,782	125	1,576	1,701	6,483	6,017	466
佐世保	243,223	36	33	413	2,596	3,009	125	342	467	3,476	3,184	292
島原	43,338	14	18	413	463	876	125	133	258	1,134	1,049	85
諫早	133,852	50	24	413	1,429	1,842	125	474	599	2,441	2,262	179
大村	95,397	51	37	413	1,018	1,431	125	484	609	2,040	1,901	139
平戸	29,365	12	15	413	313	726	125	114	239	965	895	70
松浦	21,271	1	4	413	227	640	125	9	134	774	712	62
対馬	28,502	15	8	413	304	717	125	142	267	984	915	69
壱岐	24,948	14	4	413	266	679	125	133	258	937	871	66
五島	34,391	7	1	413	367	780	125	66	191	971	895	76
西海	26,275	18	5	413	280	693	125	171	296	989	922	67
雲仙	41,096	7	3	413	439	852	125	66	191	1,043	960	83
南島原	42,330	7	3	413	452	865	125	66	191	1,056	972	84
13市計	1,173,106	398	334	5,369	12,523	17,892	1,625	3,776	5,401	23,293	21,555	1,738
			割合	30.01%	69.99%		30.09%	69.91%				

※１：人口は令和２年国勢調査人口（確定値）による。
※２：実績は令和４年10月から令和５年９月までの移住者数

２．町村会の負担金の算出方法

町負担額（2,588千円）を均等割りにより各町負担金を算出する。

ながさき移住サポートセンター負担金の変更理由について

（1）期末手当の支給月数の改定

同センター職員は、県の会計年度任用職員の身分も有しているものの、期末手当の支給月数（現在：1.74 月）が県の会計年度職員（現在：2.45 月）とずれている状態が賞与の支給当初（令和元年度）から続いている。

こうした中、

①県・市町の重要課題である社会減対策としての移住施策の根幹を担う業務を行っており、通常の会計年度任用職員よりも責任が重いこと

②他の県会計年度任用職員と給与の乖離が生じることによる、NISC 職員のモチベーション低下が懸念されること

③全国的に人手不足の中、今後の NISC の職員採用に影響が生じる可能性が出てくること　から、改定の必要性があると考えており、審議をお願いするもの。

（2）勤勉手当の新設

地方自治法の改正により、令和 5 年 11 月定例県議会で条例改正案が可決され、令和 6 年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようになった。同センター職員についても、令和 6 年度から勤勉手当を新たに支給している。本来であれば、令和 6 年度当初予算において、市町への負担金増額の審議依頼を行うべきところ、上記条例の可決時点で、次年度負担金に係る審議が終了していたことから、令和 6 年度については、同センター理事会の了承のもと、前年度からの繰越金を財源として充当することとした。

令和 7 年度からは、県市町の負担金を財源として充当したいと考えており、審議をお願いするもの。

センター職員にかかる期末手当の支給月数に係る経過について

<table>
<tr><th>年度</th><th>期末手当の月数</th><th>勤勉手当の月数</th><th>検討の経過</th></tr>
<tr><td>H29</td><td>0</td><td>0</td><td>●NISC設置から1年が経過し、期末手当の創設について検討していたところであるが、市長会・町村会との協議に間に合わずに、議論を持ち越した。</td></tr>
<tr><td>H30</td><td>0</td><td>0</td><td>●昨年度から議論持ち越しとなった期末手当について、人材確保の観点から職員の待遇改善としてH30年度事業費総額の範囲内で創設することとし、ハローワークの年度更新の嘱託職員の支給額（＝0.87月）に準じ、H31年度（R元年度）から支給することとなった。
※この時点では、県非常勤職員に対しては、期末手当の支給なし。（会計年度任用職員として、令和2年度から2.60月分の支給を開始）</td></tr>
<tr><td>R1</td><td>0.87</td><td>0</td><td>●R元年度に0.87月と整理したことから、R2年度に向けては、特段の見直しは行っていない。</td></tr>
<tr><td>R2</td><td>0.87</td><td>0</td><td>【参考】県の新たな（第2期）総合戦略により、R2年度から移住者数目標が大幅アップとなった。
（単位：人）
<table>
<tr><th></th><th colspan="5">第一期総合戦略</th><th colspan="5">第二期総合戦略</th></tr>
<tr><th></th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>250</td><td>400</td><td>530</td><td>660</td><td>800</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1,500</td><td>2,000</td><td>2,400</td><td>2,700</td><td>3,000</td><td>3,200</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>454</td><td>782</td><td>1,121</td><td>1,479</td><td>1,452</td><td>1,740</td><td>1,876</td><td>2,075</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>達成率</td><td>181.6%</td><td>195.5%</td><td>211.5%</td><td>224.1%</td><td>96.8%</td><td>87.0%</td><td>78.2%</td><td>76.9%</td><td></td><td></td></tr>
</table>
●R3年度に向けて、就職支援機能の強化（NISCの増員含む）など、期末手当（ハローワークの就職支援員相当：3.07月分）を含め、予算の増額要求を行った。
→　結果予算査定ですべて認められず。</td></tr>
<tr><td>R3</td><td>1.74</td><td>0</td><td>●上記とおりR3年度の予算増額要求は認められなかったが、目標値が上がったことや、NISC職員のモチベーションを勘案すると、やはり期末手当の増額が必要との認識となり、理事会（R3.6.18）で審議
●なお、その際の増額月数は、県の会計年度任用職員と同様の2.55月が適当であるとしながらも、事業費総額（負担金額）を変更せず、期末手当増額分としてギリギリ捻出できる額（＝1.74月分）で整理することとした。
●R4年度に向けては、デジタル関係事業費の増額を予定（5,000千円程度）していたこともあり、期末手当の増額は見送った。</td></tr>
<tr><td>R4</td><td>1.74</td><td>0</td><td>●R5年度に向けては、R4年度にデジタル関係で5,000千円程度の大幅な増があったので、引き続き様子を見ることとした。</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>1.74</td><td>0</td><td>●R6年度に向けては、期末手当ではなく、【勤勉手当（2.05月分）】が、全国的に会計年度任用職員に対して創設されることとなった。
●このため、NISCについても、勤勉手当を創設（2.05月分）することとした。
●創設にあたっては、令和6年11月補正予算による対応を試みたが、市長会、町村会への協議時期を過ぎていたことから、R5年度の余剰金で対応することとし、理事会でも了承を得た。
●本来、その際に、R6年度からの期末手当の増額（1.74月→2.45月）も併せて協議すべきであったが、勤勉手当さえ補正予算ではなく当該年度の余剰金で対応せざるをえなかったこと（＝残金がどの程度残るか不安があった）から、R6年度については勤勉手当のみ創設することとし、期末手当の増額についてはR7年度に持ち越すこととした。

（なお、R5.12.26及びR6.3.26の理事会において、センター事務局長（梅田参事）から、NISC職員の期末手当については、本来的に県の会計年度職員と合わせるべきもの（1.74月→2.45月）と考えており、来年度の理事会等で協議させていただきたい、旨の口頭連絡を行った。）</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>1.74</td><td>2.05</td><td>●R7年度に向けて、期末手当の増額を提起（1.74月→2.45月）
※なお、R6年度の勤勉手当（2.05月）の財源は前年度の剰余金を活用</td></tr>
<tr><td>R7</td><td>2.45
（予定）</td><td>2.05</td><td></td></tr>
</table>

令和6年4月1日

ながさき移住サポートセンター　組織体制

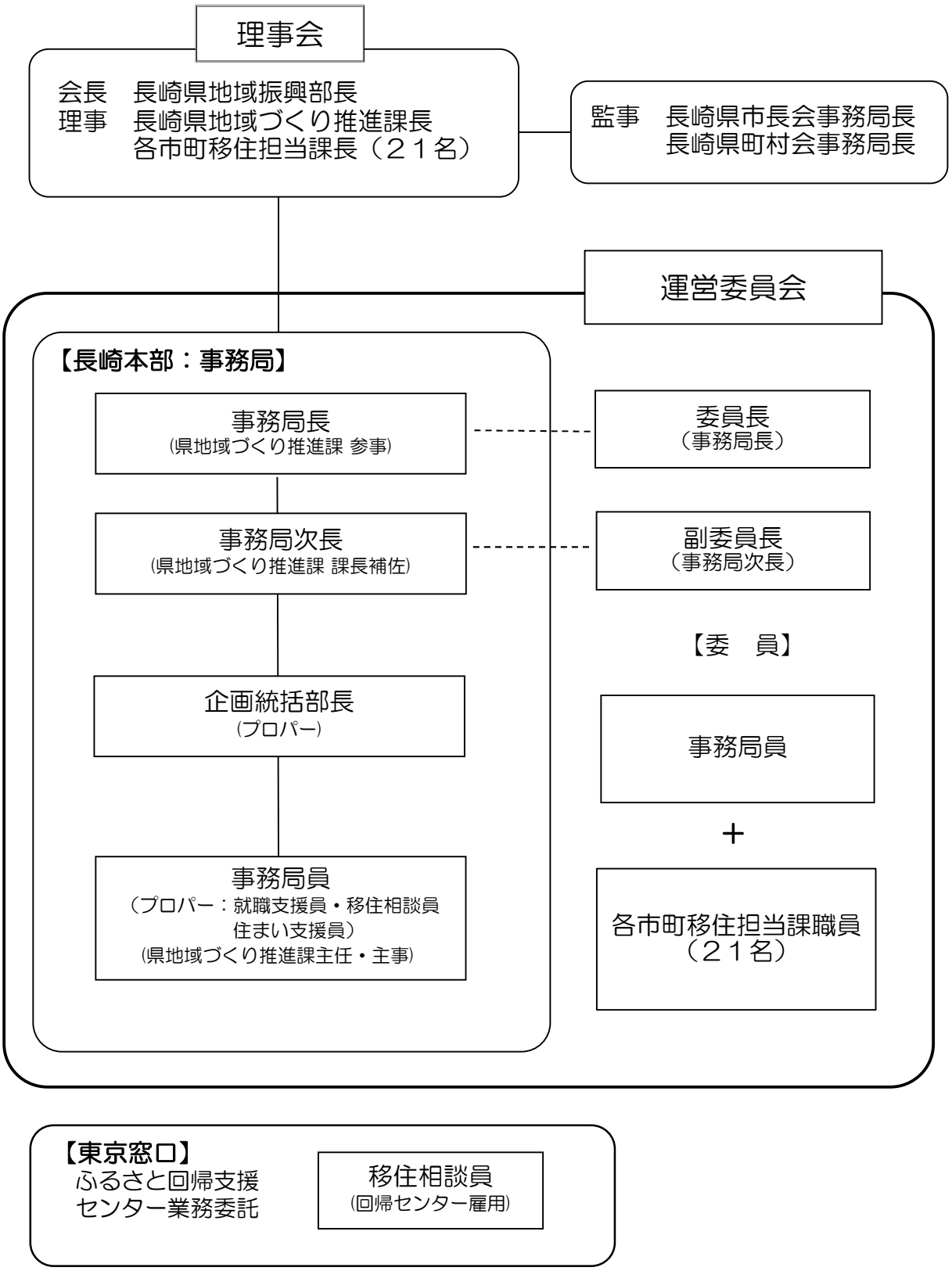

ながさき移住サポートセンター規約

（名称）

第１条　本センターは、ながさき移住サポートセンター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）

第２条　センターは、主たる事務所を長崎県長崎市に、従たる事務所を東京都千代田区に置く。

（目的）

第３条　センターは、県外から本県への移住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）移住促進に係る情報発信

（２）移住希望者に対する移住相談

（３）移住希望者に対する就職支援

（４）その他センターの目的を達成するために必要な事業

（役員）

第５条　センターに、次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）理事　　30名以内

（３）監事　　２名

（役員の選出）

第６条　会長は、長崎県移住担当部長の職にある者をもって充てる。

２　理事は、長崎県移住担当課長及び市町移住担当課長の職にある者をもって充てる。

３　監事は、長崎県市長会事務局長及び長崎県町村会事務局長の職にある者をもって充てる。

（役員の職務）

第７条　役員の職務については、次のとおりとする。

（１）会長は、センターを代表して会務を総括する。

（２）会長に事故があるときは、理事のうち、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

（３）理事は、理事会を構成し、センターの運営にあたる。
（４）監事は、センターの会計を監査する。

（権能）
第８条　理事会は、予算、事業計画の決定、決算その他センターの重要な事項を審議決定する。

（理事会）
第９条　理事会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。
２　理事会は、理事及びその委任を受けた者の２分１以上の出席により成立するものとする。
３　議事は、理事及びその委任を受けた者の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
４　理事会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
５　会長は、やむを得ない理由がある場合には、理事に対し、書面をもって賛否を求め、理事会の議決にかえることができる。

（事務局）
第10条　センターの事業を実施するために事務局を設置する。
２　事務局に次の職員を置くことができる。
（１）事務局長
（２）事務局次長
（３）事務局員
３　県の移住担当課の職員は、センターの業務を兼務することができる。
４　事務局職員は、会長が任命する。
５　事務局に関する規定は、別に定める。

（会計）
第11条　センターの経費は、県及び市町の負担金その他の収入をもって財源とする。
２　センターの会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（雑則）
第12条　この規約に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附　則
この規約は、平成 28 年４月４日から施行する。

ながさき移住サポートセンター職員　給与規程

（目的）

1　この規程は、ながさき移住サポートセンター就業規程（以下「規程」という。）第２０条の規定に基づき、要綱第２に規定する職員の給与に関し、必要な事項を定める。

（給与）

2　職員の給与は、月額給与のほか、通勤手当及び期末手当をいう。

3　月額給与は、役職ならびに業務により、別に定める額を基準とする。

（給与の支払）

4　給与の計算期間は、月の１日から末日までとする。

5　給与の支払日は、長崎県職員一般職の職員の例による。

（給与の日割り計算）

6　採用または退職により、１月に満たない月がある場合は日割り計算による。

$$\text{給与の月額} \times \frac{\text{現に勤務した日数}}{\text{勤務日として指定された全日数}}$$

（給与の増額及び減額）

7　職員が、勤務時間が割り振られた時間を超えて勤務した時または勤務時間が割り振られた時間中に勤務しないときは、勤務した１時間または勤務しない１時間について、１時間当たりの給与額の増額・減額を行う。

なお、増額すべき時間に１時間未満の端数が出た場合３０分以上は１時間とし、３０分未満は切り捨て、減額すべき時間に１時間未満の端数が出た場合は、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{１時間当たりの給与額} = \frac{\text{給与月額}\times１２\text{月}}{\text{１週間の勤務時間}\times５２\text{週}}$$

（通勤手当）

8　通勤に要する交通費は、長崎県職員一般職の例によるものとし、東京窓口職員については、月額２万円を限度とする。

（期末手当）

9　期末手当は、6月１日または 12 月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（企画統括部長、就職支援員、移住相談員、住まい支援員、事務職員）に対して、

基準日の属する月に会長が定める日に支給する。

１０　期末手当の額は、第３に定める給与の月額に、それぞれ６月に支給する場合においては 100 分の 87、12 月に支給する場合においては 100 分の 87 を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）　６か月　100 分の 100

（２）　５か月以上６か月未満　100 分の 80

（３）　３か月以上５か月未満　100 分の 60

（４）　３か月未満　100 分の 30

１１　企画統括部長については、第３に定める給与の月額に、職制等を考慮して 100 分の５の割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年６月２４日から施行する。

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

この規定は、令和５年１１月１日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。

別　表

令和６年度月額給与額

（長崎本部）

役職・職名	月額給与額
企画統括部長	３６２，０００円
就職支援員	２６８，０００円
就職支援員（２年目）	２５３，０００円
就職支援員（１年目）	２５０，０００円
移住相談員	２０５，０００円
移住相談員（１年目）	２００，０００円
住まい支援員	１２１，０００円

ながさき移住サポートセンター　予算比較

収入の部　　（単位：円）

区　分	R7予算額(A)	R6予算額(B)	増減額(A-B)
県　負　担　金	25,881,000	23,950,000	1,931,000
市　負　担　金	23,293,000	21,555,000	1,738,000
町　負　担　金	2,588,000	2,395,000	193,000
前　年　度　繰　越　金		2,760,000	▲ 2,760,000
合　計　①	51,762,000	50,660,000	1,102,000

支出の部

区　分	R7予算額(A)	R6予算額(B)	増減額(A-B)
運営費	39,759,000	38,657,000	1,102,000
職員給与費	23,390,000	22,288,000	1,102,000
外部委託（就職支援）	1,458,000	1,458,000	0
東京窓口運営費	12,094,000	12,094,000	0
その他経費	2,817,000	2,817,000	0
活動経費	12,003,000	12,003,000	0
移住相談会等経費	5,299,000	5,299,000	0
他団体主催イベント経費	527,000	527,000	0
広報・情報発信経費	3,622,000	3,622,000	0
市町支援・官民連携促進に要する経費	360,000	360,000	0
その他活動経費	2,195,000	2,195,000	0
合　計　②	51,762,000	50,660,000	1,102,000
差　引　額　（　①　－　②　）	0	0	

（参考）　**Ｒ７年度とＲ５年度予算の比較**

	R7予算額	R5予算額	増減額
（収入）県負担金	25,881,000	23,950,000	**1,931,000**
市負担金	23,293,000	21,555,000	1,738,000
町負担金	2,588,000	2,395,000	193,000
		（合計）	**3,862,000**
（支出）　運営費	39,759,000	34,247,000	5,512,000
活動経費	12,003,000	13,653,000	-1,650,000
		（合計）	**3,862,000**

ながさき移住サポートセンター　予算決算比較

収入の部

（単位：円）

区　分	R7予算額(A)	R5予算額(B)	R5決算額(参考)	増減額(A-B)
県　負　担　金	25,881,000	23,950,000	23,090,000	1,931,000
市　負　担　金	23,293,000	21,555,000	20,776,000	1,738,000
町　負　担　金	2,588,000	2,395,000	2,307,000	193,000
雑　収　入			1,874,353	0
合　計　①	51,762,000	47,900,000	48,047,353	3,862,000

支出の部

区　分	R7予算額(A)	R5予算額(B)	R5決算額(参考)	増減額(A-B)
運営費	39,759,000	34,247,000	31,739,523	5,512,000
職員給与費	23,390,000	18,920,000	16,467,015	4,470,000
外部委託（就職支援）	1,458,000	1,458,000	1,507,340	
東京窓口運営費	12,094,000	11,041,000	10,991,834	1,053,000
その他経費	2,817,000	2,828,000	2,773,334	-11,000
活動経費	12,003,000	13,653,000	12,880,038	-1,650,000
移住相談会等経費	5,299,000	5,778,000	5,569,547	-479,000
他団体主催イベント経費	527,000	1,031,000	475,798	-504,000
広報・情報発信経費	3,622,000	1,164,000	1,047,362	2,458,000
市町支援・官民連携促進に要する経費	360,000	969,000	903,132	-609,000
その他活動経費	2,195,000	4,711,000	4,884,199	-2,516,000
合　計　②	51,762,000	47,900,000	44,619,561	3,862,000
差引額（①－②）	0	0	3,427,792	

ながさき移住サポートセンター運営費積算内訳

運営費

職員人件費（見込み）

	R7当初				R6予算				
	単価	回・月	人・件	R6予算①	単価	回・月	人・件	R5予算②	増減額 ①－②
給与				13, 872, 000				13, 932, 000	-60, 000
企画統括部長	362, 000	12	1	4, 344, 000	362, 000	12	1	4, 344, 000	
就職支援員	268, 000	12	1	3, 216, 000	268, 000	12	1	3, 216, 000	
移住相談員	205, 000	12	1	2, 460, 000	205, 000	12	1	2, 460, 000	
移住相談員	200, 000	12	1	2, 400, 000	205, 000	12	1	2, 460, 000	
住まい支援員	121, 000	12	1	1, 452, 000	121, 000	12	1	1, 452, 000	
通勤手当				724, 800				559, 200	165, 600
企画統括部長	5, 700	12	1	68, 400	5, 700	12	1	68, 400	
就職支援員	18, 900	12	1	226, 800	18, 900	12	1	226, 800	
移住相談員	7, 000	12	1	84, 000	7, 000	12	1	84, 000	
移住相談員	20, 800	12	1	249, 600	7, 000	12	1	84, 000	
住まい支援員	8, 000	12	1	96, 000	8, 000	12	1	96, 000	
期末手当				2, 876, 545				2, 051, 634	824, 911
企画統括部長	362, 000	2. 45	1. 05	931, 245	362, 000	1. 74	1. 05	661, 374	
就職支援員	268, 000	2. 45	1	656, 600	268, 000	1. 74	1	466, 320	
移住相談員	205, 000	2. 45	1	502, 250	205, 000	1. 74	1	356, 700	
移住相談員	200, 000	2. 45	1	490, 000	205, 000	1. 74	1	356, 700	
住まい支援員	121, 000	2. 45	1	296, 450	121, 000	1. 74	1	210, 540	
勤勉手当				2, 369, 800				2, 380, 050	-10, 250
企画統括部長	362, 000	2. 05	1	742, 100	362, 000	2. 05	1	742, 100	
就職支援員	268, 000	2. 05	1	549, 400	268, 000	2. 05	1	549, 400	
移住相談員	205, 000	2. 05	1	420, 250	205, 000	2. 05	1	420, 250	
移住相談員	200, 000	2. 05	1	410, 000	205, 000	2. 05	1	420, 250	
住まい支援員	121, 000	2. 05	1	248, 050	121, 000	2. 05	1	248, 050	
社会保険料等				3, 546, 000				3, 365, 000	181, 000
社会保険料（５人分）	3, 166, 000	1	1	3, 166, 000	3, 010, 000	1	1	3, 010, 000	
労働保険料（５人分）	380, 000	1	1	380, 000	355, 000	1	1	355, 000	
合　計				23, 389, 145				22, 287, 884	1, 101, 261

２　調査事項について

⑶【新　規】長崎県内市町土木設計積算業務協議会

市長会作成資料

長崎県内市町土木設計積算業務協議会負担金について（概要）

１　負担金名等

長崎県内市町土木設計積算業務協議会負担金

２　目的及び事業（規約　第２条及び第３条）

電子計算機による、土木工事設計積算業務を効率的に行ない、積算業務の円滑な推進を図ることを目的とする。

（所掌事務）

⑴ 積算業務に関する会員相互の連絡調整及び情報交換・収集

⑵ 積算業務に関する調査、改良、研究、研修

⑶ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

３　経緯（長崎県内市町土木設計積算業務第１協議会と第２協議会の統合について）

長崎県内には従来、土木工事設計用の積算システムが二種存在し、それぞれの市でシステムを選択していた。使用するシステムごとに協議会が設立され、第１協議会には 10 市、第２協議会には４市が加入していた（１市は課ごとに使用するシステムが異なり、両方の協議会に加入）。

しかしながら、令和６年度から第１協議会で使用していたシステムがなくなったため、全ての市で第２協議会のシステムを使用することとなっている。これに伴い両協議会も統合されている。

令和５年度までは、第１協議会に 10 市が加入していたため、長崎県市長会事務局では、毎年、第１協議会にのみ負担金の調査を行ってきた。昨年の調査では、令和６年度は加入する全市の負担金が減額になるとの回答を得ていたが、それ以上の情報は得られておらず、今年度に入って協議会の統合及び負担金の算定方法の変更について明らかになった。

４　負担金の計算方法について

負担金の計算方法は年会費（事務局運営費及び会議費等を加入団体で均等割）とデータ利用料（加入団体数で均等割）で算出しており、今後もこの計算方法で負担いただきたい。

なお、昨年、協議会の統合が決定した後、令和５年９月６日に第１及び第２協議会の合同臨時総会が開催され、統合後の規約及び令和６年度予算（負担金の計算方法を含む）について承認されている。

	令和５年度以前	令和６年度以降
第１協議会	年会費※1（導入台数割 50%、均等割 50%）＋データ利用料※2（第１協議会及び第２協議会加入団体数で均等割）＋データ整備費（導入台数割）	年会費（一律 70,000 円）＋データ利用料（加入団体数で均等割）
第２協議会	年会費 75,000 円＋データ利用料（第１協議会及び第２協議会加入団体数で均等割）	

※1　年会費：事務局の事務委託費用等（会議開催及び郵送料等含む）

※2　データ利用料：積算の元となる経済調査会及び建設物価調査会の調査結果利用料

※3　データ整備費：毎年改定される積算基準に合わせて、積算システムを改定する費用

5　積算協議会統合前後の各市の負担金

⑴ 令和５年度と令和６年度の負担金の比較

（単位：円）

No	会員名	令和５年度					令和６年度			増減 ②-①
		旧協議会	年会費	データ整備費	データ利用料	合計①	年会費	データ利用料	合計②	
1	長崎市	第１	255,000	1,175,460	119,900	1,550,360	70,000	133,870	203,870	-1,346,490
2	佐世保市	第２	75,000	0	119,900	194,900	70,000	133,870	203,870	8,970
3	島原市	第１	55,000	105,490	119,900	280,390	70,000	133,870	203,870	-76,520
4	諫早市	第１	98,000	331,540	119,900	549,440	70,000	133,870	203,870	-345,570
5	大村市	第１	98,000	331,540	119,900	549,440	70,000	133,870	203,870	-345,570
6	平戸市	第１	67,000	165,770	119,900	352,670	70,000	133,870	203,870	-148,800
7	松浦市	第２	75,000	0	119,900	194,900	70,000	133,870	203,870	8,970
8	対馬市	第１	117,000	437,030	119,900	673,930	70,000	133,870	203,870	-470,060
9	壱岐市	第１	81,000	241,120	119,900	442,020	70,000	133,870	203,870	-238,150
10	五島市	第１	58,000	120,560	119,900	298,460	70,000	133,870	203,870	-94,590
11	西海市	第１	89,000	286,330	119,900	495,230	70,000	133,870	203,870	-291,360
12	雲仙市	第２	75,000	0	119,900	194,900	70,000	133,870	203,870	8,970
13	南島原市	第１	53,000	90,420	0	143,420	70,000	133,870	203,870	-134,450
		第２	75,000	0	119,900	194,900				
			1,271,000	3,285,260	1,558,700	6,114,960	910,000	1,740,310	2,650,310	-3,464,650

※　令和５年度の南島原市のデータ使用料は第２協議会分として支払い

⑵ 令和７年度の各市の負担金の見込み

（単位：円）

	令和７年度		
	年会費	データ利用料	合計
全市	70,000	160,000	230,000

令和６年度と比較してデータ利用料が増額となっている要因は建設物価調査会分について、今後は単価改定倍率を 2.0 として算定したいとの申し出があったため。

【参考資料】

(1) 長崎県市町土木設計積算業務協議会からの依頼文【資料 3-1】
(2) 長崎県市町土木設計積算業務第１協議会、第２協議会の統合について【資料 3-2】
(3) 長崎県市町土木設計積算業務協議会　負担金一覧表【資料 3-3】
(4) 令和５年度長崎県内市町土木設計積算業務第１協議会収支決算報告書【資料 3-4】
(5) 令和５年度長崎県内市町土木設計積算業務第２協議会収支決算報告書【資料 3-5】
(6) 令和６年度　予算、年会費【資料 3-6】
(7) 長崎県内市町土木設計積算業務協議会規約【資料 3-7】

資料3-1

6積協　第6号
令和6年9月18日

長崎県市長会
会長　古川 隆三郎　様

長崎県内市町土木設計積算業務協議会
会長　角 文彦

長崎県内市町土木設計積算業務協議会における負担金について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本協議会の運営につきましては格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、別紙の通り関係書類を提出いたします。大変厳しい財政状況の中ではありますが、長崎県内市町土木設計積算業務協議会における負担金についてご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

資料3-2

長崎県内市町土木設計積算業務第１協議会、第２協議会の統合について

はじめに

長崎県の積算システムが、従前の扇精光ソリューションズ（株）のシステムから、（株）リサーチアンドソリューションのシステムに変更されることに伴い、扇精光ソリューションズ（株）の積算システム事業からの撤退が発表されました。

これに伴い、扇精光ソリューションズ（株）の積算システムを使用している第１協議会各会員においても、新積算システムとして（株）リサーチアンドソリューションへの更新への手続きを始められているところです。

県内市町の積算システムが統一されることに伴い、現在、第１と第２に分かれて運営されている協議会を１つにまとめて運営していくことが最も合理的かつ効率的であると考え、事務局は令和６年度からの同協議会の統合を提案します。

これからどうかわるのか（資料参照）

協議会の役割は規約に「電子計算機利用による、土木工事設計積算業務（以下「積算業務」という。）を効率的に行ない、積算業務の円滑な推進を図る」と明記されており、具体的には「県より歩掛、単価データ」の供与を受け、各会員に配布することと、県が取り扱っていない資材の単価等の調査等です。

これらについては、統合の有無にかかわらず今後も協議会で担っていく事柄です。

ただし、運用にあたっては以下の点が異なります。

データ整備費（第１協議会）の廃止

データ整備費は、年度の歩掛改定に合わせて、積算システムの歩掛データを更新する費用で第１協議会でのみ発生する費用でした。

扇精光ソリューションズ（株）と（株）リサーチアンドソリューションのサービス内容に相違があり、この費用は各会員と（株）リサーチアンドソリューションとの保守契約に含まれることになるため、データ整備費は廃止となります。

県が取り扱わない工種の歩掛改定業務委託（第１協議会）の廃止

土地改良歩掛や上水道歩掛は、県の積算システムに搭載されておらず、第１協議会ではこれらの歩掛の改定業務を委託しておりました。

こちらの費用も、各会員と（株）リサーチアンドソリューションとの契約に含まれるこ

とになるため、廃止となります。

単価データ更新のタイムラグ（第２協議会）の緩和

毎月の単価データの更新は、県積算システムのベンダーである扇精光ソリューションズ（株）を通して協議会がデータを受領し、それを（株）リサーチアンドソリューションに指示してシステム更新を行っていたため、第２協議会ではシステムの単価更新が第１協議会と比べて１週間程度遅くなる傾向にありました。

今後、県も含めて（株）リサーチアンドソリューションになるため、タイムラグが緩和されます。

統合することのメリットデメリット

メリット

事務局費（NERC 委託分）が統合に伴う作業量の減により安価になります。

統一されることによりタイムラグなく、効率的な運用が可能になります。

デメリット

第１協議会では会費等の計算において、積算システムがインストールされた PC の台数に応じて案分計算をしておりましたが、新システムにおいてはライセンスフリー（上限はある）であるため、会費の徴収方法の変更が生じます。会員によっては会費の増額が予想されます。

資料3-3

長崎県市町土木設計積算業務協議会　負担金一覧表

			令和5年度				令和６年度			差額
	旧協議会	会員名	年会費	データ整備費	データ利用料	負担金合計	年会費	データ利用料	負担金合計	
1	第1	長崎市	¥255,000	¥1,175,460	¥119,900	¥1,550,360	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-1,346,490
2	第2	佐世保市	¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900	¥70,000	¥133,870	¥203,870	8,970
3	第1	島原市	¥55,000	¥105,490	¥119,900	¥280,390	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-76,520
4	第1	諫早市	¥98,000	¥331,540	¥119,900	¥549,440	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-345,570
5	第1	大村市	¥98,000	¥331,540	¥119,900	¥549,440	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-345,570
6	第1	平戸市	¥67,000	¥165,770	¥119,900	¥352,670	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-148,800
7	第2	松浦市	¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900	¥70,000	¥133,870	¥203,870	8,970
8	第1	対馬市	¥117,000	¥437,030	¥119,900	¥673,930	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-470,060
9	第1	壱岐市	¥81,000	¥241,120	¥119,900	¥442,020	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-238,150
10	第1	五島市	¥58,000	¥120,560	¥119,900	¥298,460	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-94,590
11	第1	西海市	¥89,000	¥286,330	¥119,900	¥495,230	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-291,360
12	第2	雲仙市	¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900	¥70,000	¥133,870	¥203,870	8,970
13	第1	南島原市	¥53,000	¥90,420	¥0	¥143,420	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-134,450
	第2		¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900				
14	第1	長与町	¥58,000	¥120,560	¥119,900	¥298,460	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-94,590
15	第1	時津町	¥64,000	¥150,700	¥119,900	¥334,600	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-130,730
16	第1	東彼杵町	¥53,000	¥90,420	¥63,945	¥207,365	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-134,450
	第2		¥75,000	¥0	¥55,955	¥130,955				
17	第1	川棚町	¥55,000	¥105,490	¥119,900	¥280,390	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-76,520
18	第1	波佐見町	¥44,000	¥45,210	¥119,900	¥209,110	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-5,240
19	第1	小値賀町	¥39,000	¥15,070	¥119,900	¥173,970	¥70,000	¥133,870	¥203,870	29,900
20	第2	佐々町	¥75,000	¥0	¥119,900	¥194,900	¥70,000	¥133,870	¥203,870	8,970
21	第1	新上五島町	¥78,000	¥226,050	¥119,900	¥423,950	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-220,080
22	第1	長崎県土地開発公社	¥47,000	¥60,280	¥119,900	¥227,180	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-23,310
23	第1	長崎県住宅供給公社	¥41,000	¥30,140	¥119,900	¥191,040	¥70,000	¥133,870	¥203,870	12,830
24	第1	長崎県道路公社	¥44,000	¥45,210	¥119,900	¥209,110	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-5,240
25	第1	(一社)水産土木建設技術センター	¥50,000	¥75,350	¥119,900	¥245,250	¥70,000	¥133,870	¥203,870	-41,380
26	第1	県央県南広域環境組合	¥39,000	¥15,070	¥0	¥54,070	¥70,000	¥0	¥70,000	15,930
27	第1	(公財)長崎県建設技術研究センター	¥50,000	¥75,350	¥0	¥125,350	¥70,000	¥0	¥70,000	-55,350

※1.第1協議会　年会費について
当該年度５月末までの導入実態により全体額を、導入台数50%、均等割50%として合計に対する百分率の割合により、それぞれの合計額を算出した。合計額は千円単位に切り上げ。

※2.第1協議会　データ整備費について
毎年改定される積算基準に合わせて、協議会会員が使用している積算システムを改定するもの。
R6年度は第1・第2協議会統合により、旧第2協議会の体制（積算システム）に統一された為、データ整備費は発生しない。

※3.単価データ利用料について
NERCは県の積算システムの供与を受けており、県の利用料に含まれるため単価データ利用料は発生しない。
県央県南広域環境組合は、島原市・諫早市・雲仙市・南島原市の組織で構成されているため単価データ利用料は発生しない。

資料3-4

第１協議会

令和5年度　長崎県内市町土木設計積算業務第１協議会　収支決算報告書

（収入の部）

CD	科目	CD	摘要	予算額 A	決算額 B	増減 B-A	備考
20	繰越金	21	繰越金	215,945	215,945	0	R4年度より
20		999	計	215,945	215,945	0	
10	会費	11	年会費	1,633,000	1,633,000	0	R5年度23団体
10		13	単価ﾃﾞｰﾀ利用料	2,342,045	2,342,045	0	土木設計積算単価ﾃﾞｰﾀ利用料
10		14	データ整備分担費	2,880,000	4,340,160	1,460,160	全会員分15,070円×288台
10		999	計	6,855,045	8,315,205	1,460,160	
40	雑収入	41	預金利息	2,500	28	-2,472	
40		999	計	2,500	28	-2,472	
収入計				7,073,490	8,531,178	1,457,688	

（支出の部）

CD	科目	CD	摘要	予算額 A	決算額 B	増減 A-B	備考
190	単価ﾃﾞｰﾀ利用料	190	単価ﾃﾞｰﾀ調査費	2,342,045	2,342,045	0	経済調査会、建設物価調査会
190		999	計	2,342,045	2,342,045	0	
200	施設費	201	機器導入費	0	0	0	
200		211	機器リース料	0	0	0	
200		222	回線接続料	0	0	0	
200		223	回線利用料	0	0	0	
200		225	ASP利用料	0	0	0	
200		999	計	0	0	0	
300	委託費	171	事務局人件費	1,775,400	1,775,400	0	NERC委託費*79%
300		14	データ整備分担費	2,880,000	4,340,160	-1,460,160	
300		999	計	4,655,400	6,115,560	-1,460,160	
170	事務経費	111	会場費	30,000	9,432	20,568	会場借上料
170		112	印刷製本費	5,000	0	5,000	ｺﾋﾟｰ代
170		113	食糧費	1,000	0	1,000	会議御茶代
170		124	各種通達印刷費	1,000	770	230	残高証明書等
170		131	送付用電子媒体費	5,000	0	5,000	CDR、MO、FD等
170		132	消耗品費	5,000	0	5,000	発送用封筒、ｺﾋﾟｰ用紙等
170		141	切手代	15,000	3,926	11,074	文書発送等
170		143	送料	10,000	1,925	8,075	宅配便、振込手数料等
170		999	計	72,000	16,053	55,947	
180	予備費	181	予備費	4,045	0	4,045	
180		999	計	4,045	0	4,045	
支出計				7,073,490	8,473,658	-1,400,168	
残　額				0	57,520		収入計-支出計=残額

上記の各会計の決算については、現金出納簿を関係証票と照合し、差引残高については十八親和銀行大村中央支店諏訪出張所発行の４月1日付の残高証明書と照合し確認した。
その結果、各会計の決算は正規に作成されており、その執行状況も適正であると認められた。

2024年　5月　21日　　会計監査　薩摩憲治　印

2024年　5月　21日　　会計監査　溝口徹　印

長崎県内市町土木設計積算業務協議会
会長　　角　文彦

資料3-5

第２協議会

令和５年度　長崎県内市町土木設計積算業務第２協議会　収支決算報告書

（収入の部）

CD	科目	CD	摘要	予算額 A	決算額 B	増減 B－A	備考
20	繰越金	21	繰越金	27,153	27,153	0	令和４年度より
20		999	計	27,153	27,153	0	
10	会費	11	年会費	450,000	450,000	0	6団体(75,000円/団体)
10		13	単価ﾃﾞｰﾀ利用料	655,455	655,455	0	土木設計積算単価ﾃﾞｰﾀ利用料
10		999	計	1,105,455	1,105,455	0	
40	雑収入	41	預金利息	100	4	-96	
40		999	計	100	4	-96	
収入計				1,132,708	1,132,612	-96	

（支出の部）

CD	科目	CD	摘要	予算額 A	決算額 B	増減 A－B	備考
190	単価ﾃﾞｰﾀ利用料	190	単価ﾃﾞｰﾀ調査費	655,455	655,455	0	経済調査会、建設物価調査会
190		999	計	655,455	655,455	0	
300	委託費	171	事務局人件費	463,100	463,100	0	事務局人件費、NERCサーバ利用料
300		999	計	463,100	463,100	0	
170	事務経費	111	会場費	8,000	6,297	1,703	会場借上料
170		112	印刷製本費	0	0	0	ｺﾋﾟｰ代
170		113	食糧費	0	0	0	
170		114	講師謝礼金	0	0	0	
170		151	旅費交通費	0	0	0	
170		122	図書費(管理)	0	0	0	
170		124	各種通達印刷費	1,000	770	230	残高証明書発行手数料
170		131	送付用電子媒体費	0	0	0	
170		132	消耗品費	0	0	0	
170		133	備品費	0	0	0	
170		141	切手代	2,000	514	1,486	文書発送
170		143	送料	2,500	1,375	1,125	振込手数料
170		999	計	13,500	8,956	4,544	
180	予備費	181	予備費	653	0	653	
180		999	計	653	0	653	
支出計				1,132,708	1,127,511	5,197	
残　額				0	5,101		収入計-支出計=残額

上記の各会計の決算については、現金出納簿を関係証票と照合し、差引残高については十八親和銀行大村中央支店諏訪出張所発行の４月1日付の残高証明書と照合し確認した。
その結果、各会計の決算は正規に作成されており、その執行状況も適正であると認められた。

2024年 5 月 20 日　　会計監査 迎 正伸 印

2024年 5 月 20 日　　会計監査 山口 力也 印

長崎県内市町土木設計積算業務協議会
会長　　角　文彦

資料3-6

令和６年度　予算、年会費

（１）収支予算書

（収入の部）

CD	科目	CD	摘要	R6予算額 (R5.9予測)A	R6予算額 （案） B	増減 (B-A)	備考
20	繰越金	21	繰越金	0	62,621	62,621	令和5年度（旧組織）より
20		999	計	0	62,621	62,621	
10	会費	11	年会費	1,890,000	1,890,000	0	27団体(70,000円/団体)
10		13	単価ﾃﾞｰﾀ利用料	3,750,000	3,346,750	-403,250	土木設計積算単価ﾃﾞｰﾀ利用料
10			データ整備費（第１）				
10		999	計	5,640,000	5,236,750	-403,250	
40	雑収入	41	預金利息	500	500	0	
40		999	計	500	500	0	
収入計				5,640,500	5,299,871	-340,629	

（支出の部）

CD	科目	CD	摘要	R6予算額 (R5.9予測)A	R6予算額 （案） B	増減 (B-A)	備考
190	単価ﾃﾞｰﾀ利用料	13	単価ﾃﾞｰﾀ利用料	3,750,000	3,346,750	-403,250	経済調査会、建設物価調査会
190		999	計	3,750,000	3,346,750	-403,250	
300	委託費	171	事務局運営費	1,497,100	1,512,500	15,400	事務局人件費、NERCｻｰﾊﾞｰ利用料
			データ整備費（第１）				
300		999	計	1,497,100	1,512,500	15,400	
200	施設費	225	配信機器料			0	
200		999	計	0	0	0	
170	事務局費	111	会議費	50,000	50,000	0	会場借上料
170		112	印刷製本費	60,000	60,000	0	ｺﾋﾟｰ代
170		113	食糧費	0	0	0	
170		114	講師謝礼金	0	0	0	
170		151	旅費交通費	0	0	0	
170		122	図書費(管理)	0	0	0	
170		124	各種通達印刷費	1,000	2,000	1,000	残高証明書発行手数料
170		131	送付用電子媒体費	5,000	5,000	0	CDR、DVD
170		132	消耗品費	30,000	30,000	0	
170		133	備品費	10,000	10,000	0	
170		141	切手代	30,000	30,000	0	文書発送
170		143	送料	30,000	30,000	0	宅配便、振込手数料
170		999	計	216,000	217,000	1,000	
180	予備費	181	予備費	177,400	223,621	46,221	
180		999	計	177,400	223,621	46,221	
支出計				5,640,500	5,299,871	-340,629	
残　額				0	0		収入計-支出計=残額

○令和６年度予算書（予測）（R5.9 月）からの主な修正点

・令和５年度第１・第２の決算額が確定したため繰越金を修正。

・単価データ利用料についてはデータ利用点数の増減により価格修正。

（２）単価データ利用料

令和６年度　土木設計積算単価データ利用料　一覧表

令和６年５月

	市郡	市町名・団体名	金額
1	市	長崎市	¥133,870
2		佐世保市	¥133,870
3		島原市	¥133,870
4		諫早市	¥133,870
5		大村市	¥133,870
6		平戸市	¥133,870
7		松浦市	¥133,870
8		対馬市	¥133,870
9		壱岐市	¥133,870
10		五島市	¥133,870
11		西海市	¥133,870
12		雲仙市	¥133,870
13		南島原市	¥133,870
14	西彼杵郡	長与町	¥133,870
15		時津町	¥133,870
16	東彼杵郡	東彼杵町	¥133,870
17		川棚町	¥133,870
18		波佐見町	¥133,870
19	北松浦郡	小値賀町	¥133,870
20		佐々町	¥133,870
21	南松浦郡	新上五島町	¥133,870
22	団体	長崎県土地開発公社	¥133,870
23		長崎県住宅供給公社	¥133,870
24		長崎県道路公社	¥133,870
25		（一社）水産土木建設技術センター	¥133,870
		合　計	¥3,346,750

《単価データ利用料詳細》

	一団体当りの利用料金	団体数	合　計
一般財団法人　経済調査会	¥66,440	25団体	¥1,661,000
一般財団法人　建設物価調査会	¥67,430		¥1,685,750
合　計	¥133,870		¥3,346,750

令和6年度単価データ利用料金

単価データ利用料金計算書

		一般財団法人　経済調査会		一般財団法人　建設物価調査会		備考
		上期	下期	上期	下期	
利用点数	データ利用点数	2,755 点	1,971 点	2,396 点		
	計	4,726 点		2,396 点		
利用料金	データ利用料金	94,520 円		47,920 円		20 円/点
	団体数割引	75,616 円		38,336 円		0.8（25団体）
	単価改定倍率	円		76,672 円		2.0 倍
	取りまとめ割引	60,493 円		61,338 円		0.8 事務局とりまとめ
	端数処理後の金額	60,400 円		61,300 円		
	消費税（10%）	6,040 円		6,130 円		
	計	66,440 円		67,430 円		
	小計	66,440 円		67,430 円		
	合計	**133,870** 円				

事務局取り扱い料金

	一般財団法人　経済調査会	一般財団法人　建設物価調査会	備考
見積金額	1,661,000 円	1,685,750 円	25 団体
総額	3,346,750 円		

令和６年４月

長崎県内関係市町村土木設計積算システム連絡協議会 殿

令和６年度長崎県内単価データ利用料金計算内訳書

一般財団法人 経 済 調 査 会

１．利用データ数

令和６年４月時点

区分別 / 規格点数	調査会より磁気媒体提供を受けて市町村等に配布				合計点数
	材料単価	市場単価	施工パッケージ	標準単価	
４月期適用（R06年 4月）	1,390	747	0	618	2,755
10月期適用（R05年10月）	339	747	267	618	1,971
合　　計	1,729	1,494	267	1,236	4,726

２．年間配布回数

年間　２　回	令和５年度分　（ 実績 、予定 ）

３．県内配布団体数と割引率

団体種別	団 体 数
市　　町	21
そ の 他	4
合　　計	25

団 体 数	割引の掛率
1	１．０
２ ～ １０	０．９
１１ ～ ５０	０．８
５０ ～	０．７

４．利用料金算定

（１）団体当たり年間利用料金

利用データ数		料金／1点		団体数による割引の掛率		標準利用料金
4,726 点	×	20 円	×	0.8	＝	75,616 円

標準利用料金		取りまとめによる調整係数		団体当たり年間利用料金
75,616 円	×	0.8	＝	60,400 円

（100円未満切り捨て）

（２）団体当り利用料金合計（消費税及び地方消費税の額を含む）

団体当たり年間利用料金		消費税及び地方消費税の額		利用料金計
60,400 円	＋	6,040 円	＝	66,440 円

（３）全利用料金（消費税及び地方消費税の額を含む）

団体当たり年間利用料金		団体数		利用料金合計
66,440 円	×	25	＝	1,661,000 円

うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額　151,000 円

一般財団法人　経済調査会 九州支部
〒812-0011　福岡市博多区博多駅前2-3-7
TEL 092-411-9941　FAX 092-474-0890

令和6年5月10日

令和６年度長崎県内単価データ利用料金計算内訳書

一般財団法人　建設物価調査会 分

１．利用データ数

令和５年４月時点

区分別 / 規格点数	調査会より磁気媒体提供を受けて市町村等に配布				
	材料単価	市場単価	標準単価	小計	
４月期適用(05年 4月)	1,350	428	618	2,396	

２．年間配布回数

年間　１２　回	令和5年度分	（ 実績	予定 ）

３．県内配布団体数と割引率（団体数割引）

団体種別	団 体 数
市　　町	21
そ　の　他	4
合　　計	25

団体数	割引率
1	１．０
２ ～ １０	０．９
１１ ～ ５０	**０．８**
５０ ～	０．７

４．単価改定倍率

配布回数	適用倍率	配布回数	適用倍率	配布回数	適用倍率
1回/年	1.0倍	2～4回/年	2.0倍	5～12回/年	3.0倍

４．利用料金算定

（１）団体当たり年間利用料金

利用データ数		料金／点		団体数割引率		単価改定倍率		標準利用料金
2,396 点	×	20 円	×	0.8	×	2.0	＝	76,672 円

標準利用料金		取りまとめによる調整係数		団体当たり年間利用料金
76,672 円	×	0.8	＝	61,300 円

（100円未満切り捨て）

（２）団体当り利用料金合計（消費税及び地方消費税の額を含む）

団体当たり年間利用料金		消費税及び地方消費税の額		利用料金計
61,300 円	＋	6,130 円	＝	**67,430 円**

（３）全利用料金（消費税及び地方消費税の額を含む）

団体当たり年間利用料金		団体数		利用料金合計
67,430 円	×	25	＝	**1,685,750 円**

うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額　153,250 円

資料3-7

長崎県内市町土木設計積算業務協議会規約

（名　称）
第１条　本会は、長崎県内市町土木設計積算業務協議会（以下「会」という。）と称する。
（目　的）
第２条　本会は、電子計算機利用による、土木工事設計積算業務（以下「積算業務」という。）を効率的に行い、積算業務の円滑な推進を図ることを目的とする。
（所掌事項）
第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
（１）積算業務に関する会員相互の連絡調整及び情報交換・収集
（２）積算業務に関する調査、改良、研究、研修
（３）その他、本会の目的を達成するために必要な事業
（会　員）
第４条　本会の会員は、次の各号に掲げる者とする。
（１）積算業務にあたり、株式会社リサーチアンドソリューションの積算システムを使用する市町および団体
（２）上記以外の者で本会が認めた者
（役　員）
第５条　本会に、次の役員をおく。
（１）会　長　　１名
（２）副会長　　１名
（３）会計監査　　２名
（役員の選任）
第６条　会長は、会員の互選により選任する。
２　副会長は、会長が指名する。
３　会計監査は、会員の互選により選任する。
（役員の職務）
第７条　会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代行する。
３　会計監査は、本会の会計を監査する。
（役員の任期）
第８条　役員の任期は、２年とする。但し再任を妨げない。
２　役員は、任期満了後も後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。
（顧　問）
第９条　本会の目的達成に必要な助言、指導、協力を得るため、本会に顧問をおく。
２　顧問は、長崎県土木部建設企画課長及びその指名する職員並びに本会が必要と認めた者に委嘱する。

（会　議）
第１０条　本会の運営のため総会を開催する。
２　総会は、年１回以上必要に応じて会長が招集する。
（意見の聴取等）
第１１条　本会は、必要があると認めるときは、知識経験のある者又は関係者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聞き、又は、資料の提出を求めることができる。
（会　計）
第１２条　本会の経費は、年会費、長崎県基本単価データ利用料をもって充て、会長が必要と認めるときは臨時に経費を徴収することができる。
２　年会費及び長崎県基本単価データ利用料は、別に定めるものとする。
３　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（事務局）
第１３条　本会の事務局は、公益財団法人長崎県建設技術研究センター内におき、次の事務を委嘱する。
２　事務局は、次の事務を所掌する。
（１）会議の開催に必要な事務
（２）本会の行なう事業に必要な事務
（３）会計事務
（雑　則）
第１４条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別途協議の上定めるものとする。

附　則
１．　この規約は、令和６年４月１日から施行する。